

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM\_TOUSHIN\_1.2

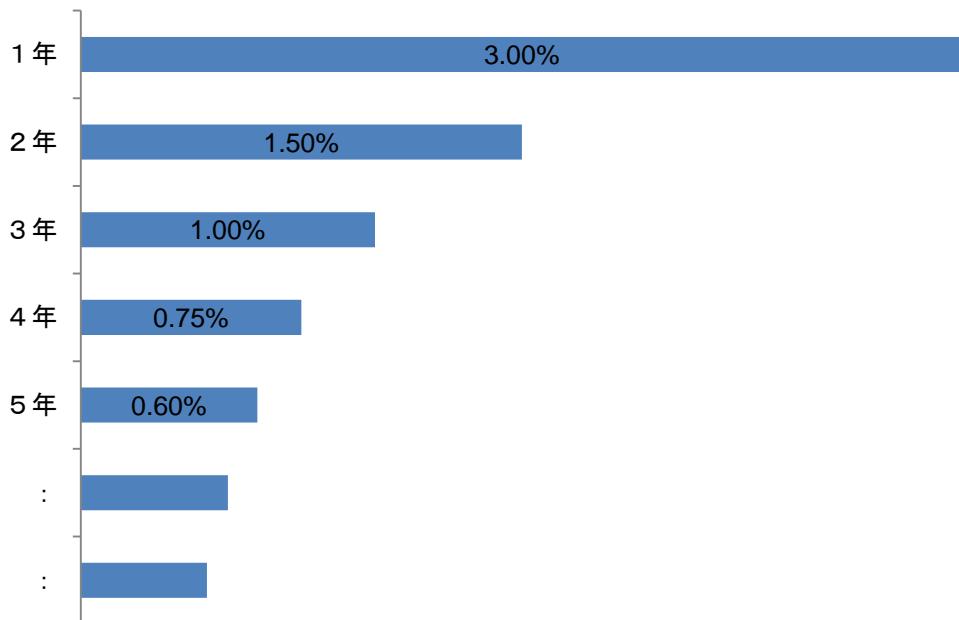
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

# ハイインカム国際機関債ファンド(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券



●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <http://www.smtam.jp/>

スマートフォンサイト : <http://s.smtam.jp/>



フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号

設立年月日:1986年11月1日

資本金:20億円(2018年10月1日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:10兆3,371億円(2018年8月31日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型投信   | 海外     | 債券                |

| 属性区分                        |              |                  |           |       |
|-----------------------------|--------------|------------------|-----------|-------|
| 投資対象資産                      | 決算頻度         | 投資対象地域           | 投資形態      | 為替ヘッジ |
| その他資産<br>( <sup>(注)</sup> ) | 年12回<br>(毎月) | グローバル<br>(日本を除く) | ファミリーファンド | なし    |

(注)投資信託証券(債券 公債 クレジット属性(高格付債))

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書により行うハイインカム国際機関債ファンド(毎月分配型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年10月17日に関東財務局長に提出しており、2018年10月18日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



# ✓ ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

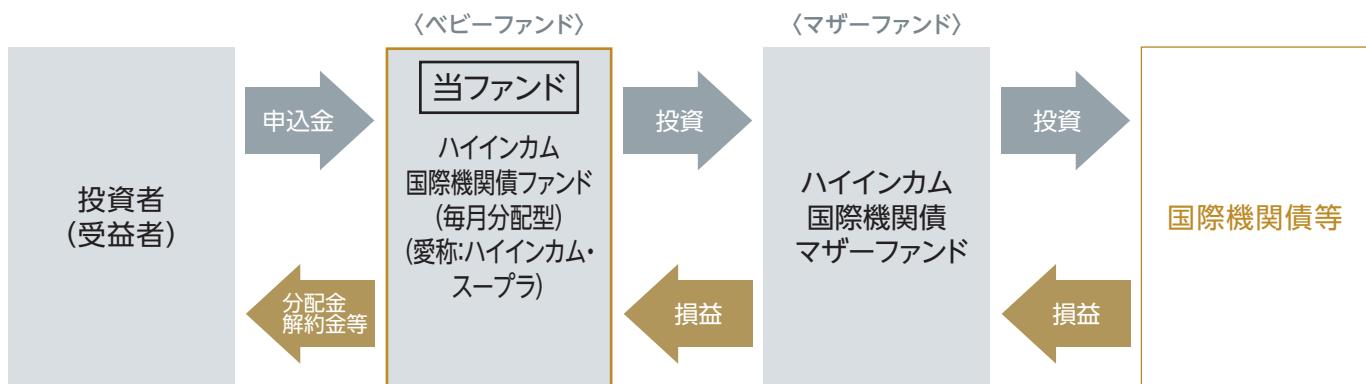
新興国通貨建てを中心とした高格付の国際機関債等に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1. 新興国通貨建てを中心に高利回りで信用力の高い国際機関債等に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 主に国際機関が発行する国際機関債を中心に政府機関債、州政府債、国債等の最高位(AAA相当格)の信用力を有する債券に投資を行います。  
※投資対象とする債券の格付\*は、取得時においてAAA相当格(ムーディーズ、S&P等の主要格付機関のいずれか)のものとします。
- ※債券の格付については、後掲(ご参考)新興国通貨建て国際機関債の特徴をご覧ください。
- 組入債券の平均残存期間を3年程度までとすることにより、金利上昇時の債券価格の下落リスクを抑制します。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。

### ファンドのしくみ



### ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

#### 〈マザーファンドの概要〉

| マザーファンド                | 主な投資対象・投資地域                        | 運用の基本方針  |
|------------------------|------------------------------------|--|
| ハイインカム国際機関債<br>マザーファンド | 新興国通貨建てを中心とした高格付の国際機関債、政府機関債、州政府債等 | この投資信託は、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 |



# ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

### スープラとは

「スープラ」とは「スープラナショナル(国際機関)」の略称です。Supra(～を超えた)- National(国家)で国家を超えた存在という意味を持ちます。

### 国際機関とは

国際機関とは、主に発展途上国の経済発展のために加盟国が協調して設立した国際的組織です。中心となる先進国が出資・運営・監督を行っているため、極めて信用力が高く、発展途上国の政府、民間企業等への融資のため、さまざまな通貨建ての債券を発行しています。



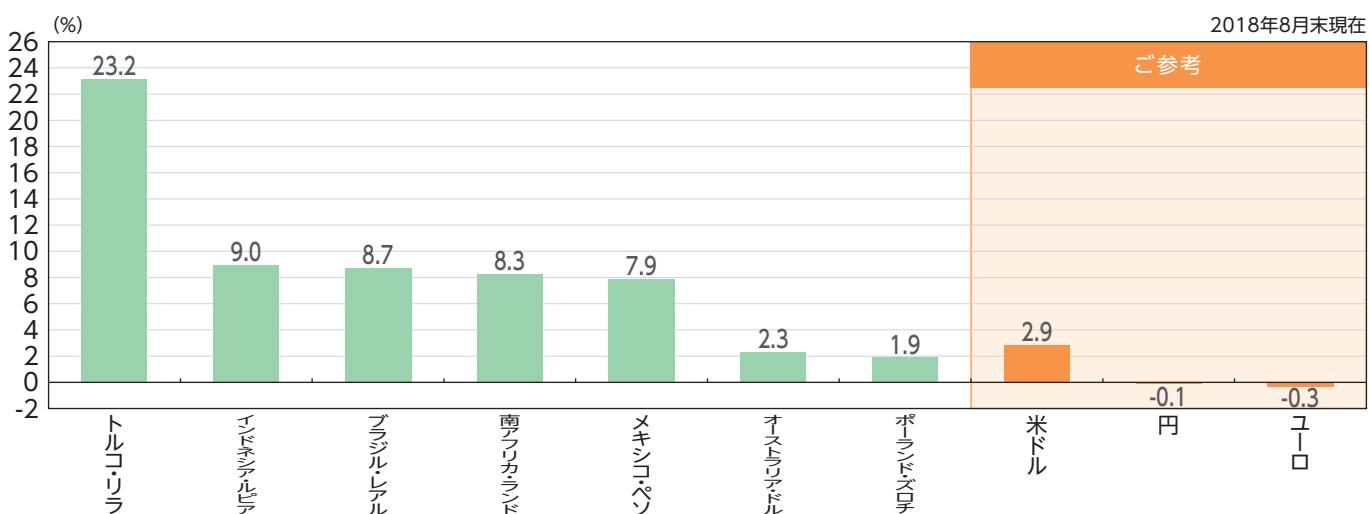


## ファンドの特色

### (ご参考)新興国通貨建て国際機関債の特徴

ファンドの組入れの中心となる新興国通貨建ての国際機関債は、新興国通貨の高い金利特性を持ちながら、新興国自体が発行する国債等に比べ、信用力の高い最高位(AAA格)の格付を有しており、高利回りと高い信用力をあわせ持つ債券です。

### 各国通貨建て国際機関債利回り比較



(出所) Bloombergデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※上記は残存期間3年程度の国際機関債の利回りを使用しています。ただし、円建債券は残存期間1.5年程度の銘柄の利回りです。

※上記利回りは課税前の過去の実績値であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではなく、ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

### 主な国債と国際機関債の信用力比較

| 信用力<br>↑<br>高い | 国際機関債   |         |
|----------------|---|---------|
|                | AAA   | オーストラリア |
| 投資適格格付         | AA  |         |
| A              | メキシコ<br>ポーランド (ご参考)<br>日本<br>(A-)<br>(A-)<br>(A+) |         |
| BBB            | インドネシア<br>(BBB-)                                  |         |
| BB             | トルコ<br>(BB-)<br>ブラジル<br>(BB-)<br>南アフリカ<br>(BB+)   |         |
| 投機的格付          | ⋮   |         |

国際機関債は様々な通貨で発行されていますが、どの通貨で発行されるものであっても、原則として最も信用力が高い格付「AAA」が付与されています。

### 債券の格付とは

債券の格付とは、対象となる債券を発行する国や機関が当初定められた条件の通りに元本、利息を支払う確実性の程度を示すものです。

(出所) Bloombergデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※格付はS&Pの自国通貨建て長期債務格付(2018年8月末現在)

※日本はファンドの投資対象国ではありません。

※左記はご参考事例であり、ファンドは各国国債に投資するものではありません。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの特色

### 2. 投資対象通貨及び投資配分比率は、各国の経済特性を考慮して決定し、リスクの分散に努めます。

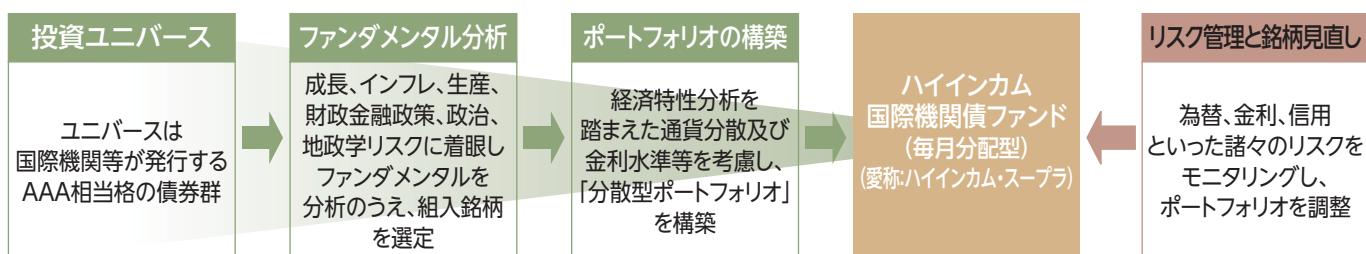
- 為替変動リスクを軽減するため、複数の通貨建ての国際機関債等に分散投資します。
- 投資対象通貨については、各國経済の特徴を踏まえ、個々の通貨ができるだけ相互に補完し合うようなバランスの良い分散型ポートフォリオを構築し、リスクの軽減を図ります。

#### 分散型ポートフォリオとは

特定の経済特性(資源国や工業国、輸出依存度の高い地域など)に偏ったポートフォリオは、資産価値(収益率)の振れ幅が大きくなる場合がありますが、一方で経済特性を分散することにより、振れがある程度相殺され、全体の振れ幅は相対的に小さくなることが期待できます。

一般的に新興国通貨は、先進国通貨に比べ値動きが大きくなる傾向がありますが、個々の通貨ができるだけ相互に補完し合うようなバランスの良いポートフォリオの構築を目指します。

#### マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。



## ファンドの特色

### 3. 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を行います。

#### 分配方針

- 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

#### 収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

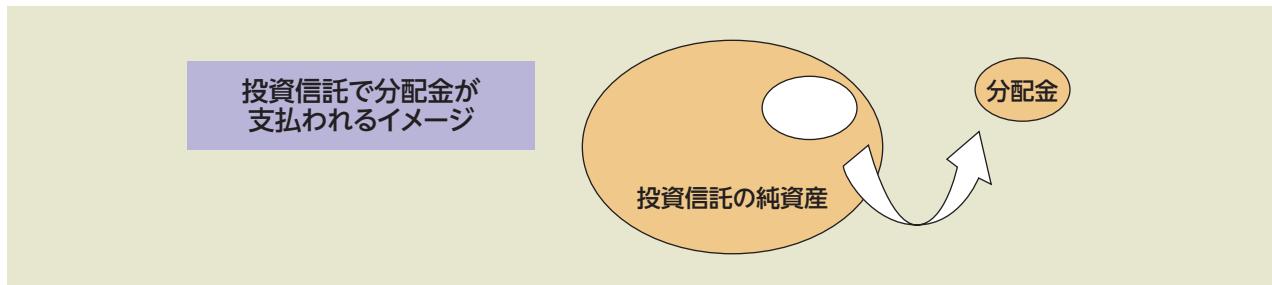
分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。



## ファンドの目的・特色

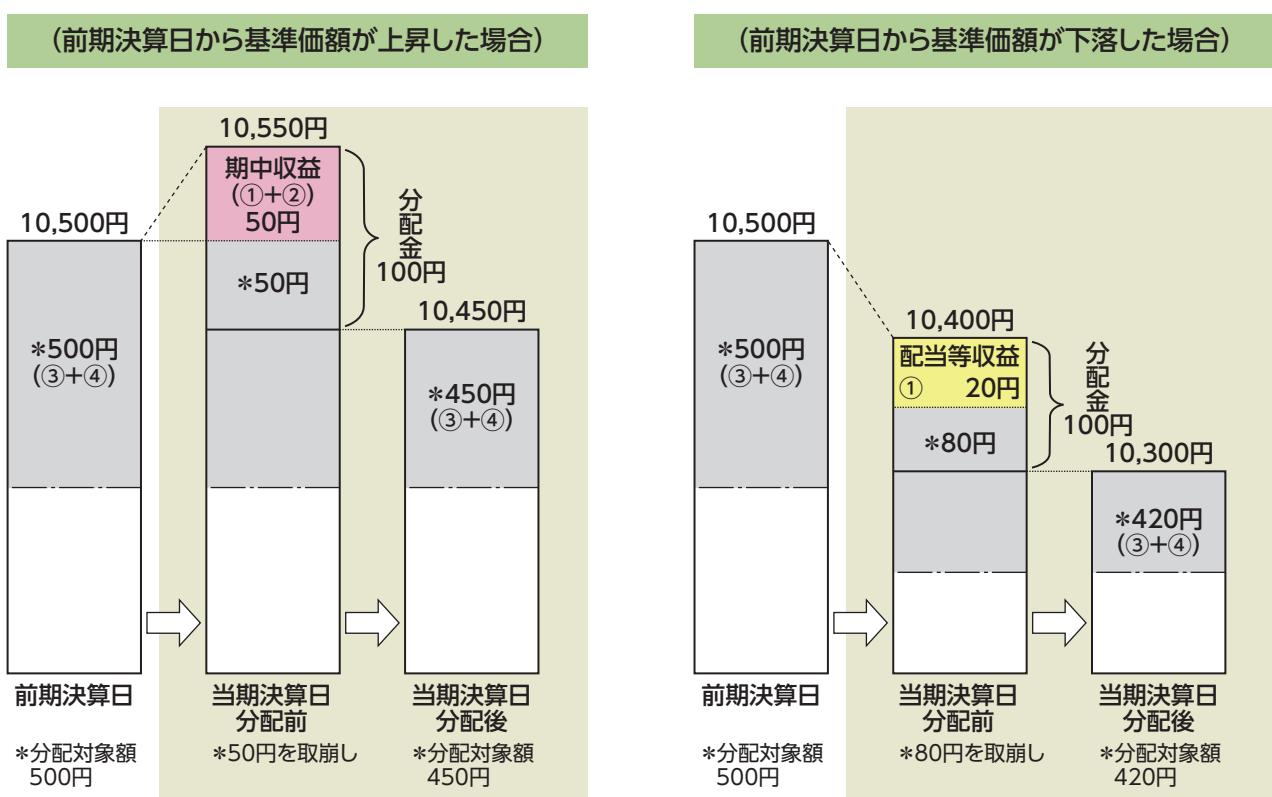
### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

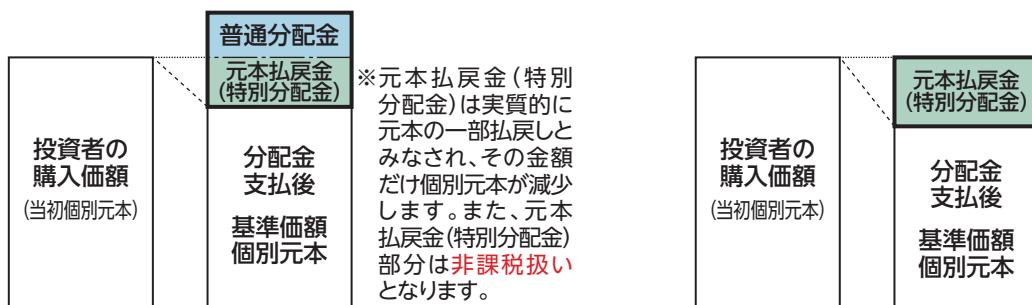


- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

# ↑ 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

|          |  |
|----------|--|
| 為替変動リスク  | 為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。   |
| 金利変動リスク  | 債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。                         |
| 信用リスク    | 有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。                       |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。 |
| 流動性リスク   | 時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。                      |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

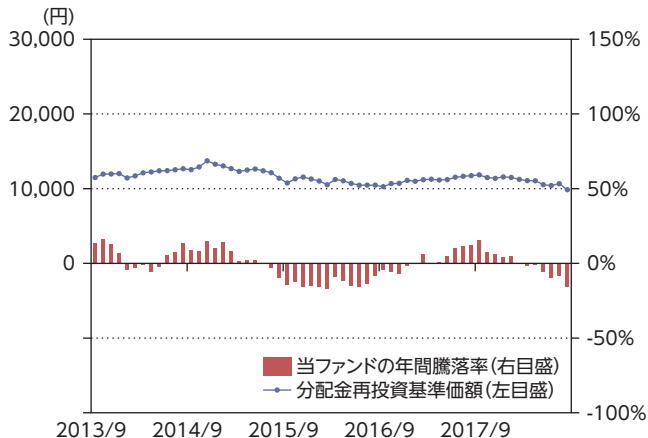
### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。



## 〔参考情報〕

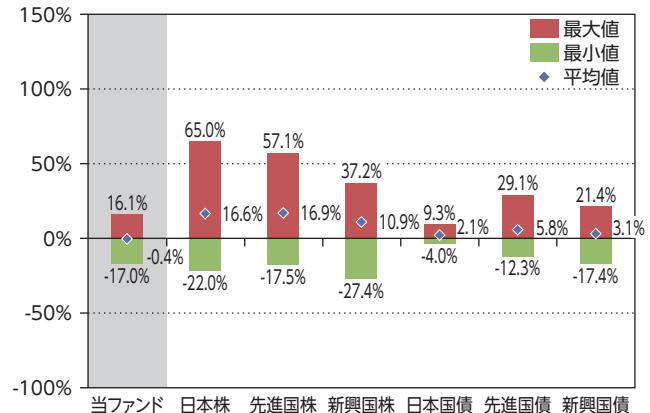
### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2013年9月～2018年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### ＊各資産クラスの指標

日本株…… TOPIX(東証株価指数、配当込み)※1

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)※2

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)※3

日本国債… NOMURA-BPI国債※4

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)※5

新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)※6

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

※1 TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指標値の公表、利用など同指標に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※4 NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※5 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※6 本指標は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.



# 運用実績

当初設定日：2009年7月30日  
作成基準日：2018年8月31日

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:5,760円 直近1年間分配金合計額:520円

| 決算期 | 2018年4月 | 2018年5月 | 2018年6月 | 2018年7月 | 2018年8月 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 分配金 | 50円     | 30円     | 30円     | 30円     | 30円     |

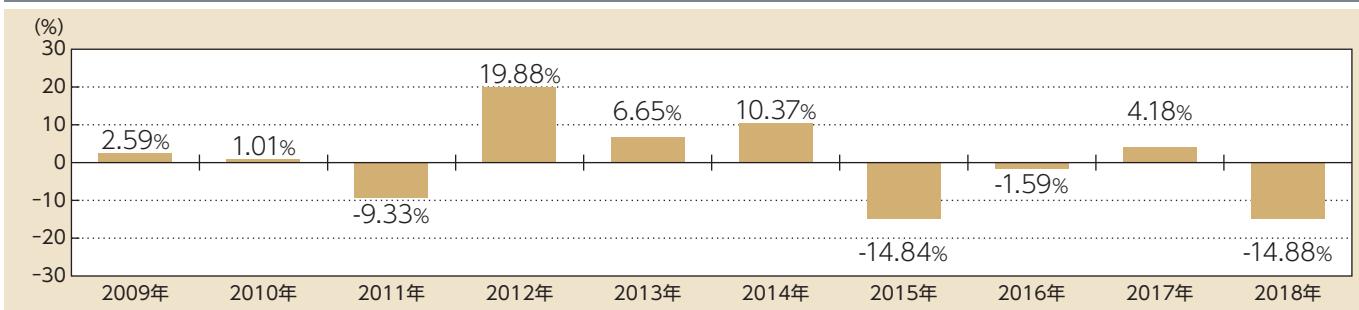
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

| 銘柄名                  | 国／地域 | 種類  | 利率      | 償還期限       | 実質投資比率 |
|----------------------|------|-----|---------|------------|--------|
| EIB 11.5% 03/11/19   | 国際機関 | 特殊債 | 11.500% | 2019/03/11 | 13.2%  |
| EIB 4.75% 01/19/21   | 国際機関 | 特殊債 | 4.750%  | 2021/01/19 | 11.0%  |
| IADB 4.75% 08/27/24  | 国際機関 | 特殊債 | 4.750%  | 2024/08/27 | 9.3%   |
| IADB 7% 02/04/19     | 国際機関 | 特殊債 | 7.000%  | 2019/02/04 | 8.8%   |
| IFC 10% 06/14/19     | 国際機関 | 特殊債 | 10.000% | 2019/06/14 | 8.1%   |
| KFW 6% 08/20/20      | ドイツ  | 特殊債 | 6.000%  | 2020/08/20 | 6.5%   |
| IBRD 7.5% 03/05/20   | 国際機関 | 特殊債 | 7.500%  | 2020/03/05 | 5.9%   |
| EBRD 7.375% 04/15/19 | 国際機関 | 特殊債 | 7.375%  | 2019/04/15 | 5.8%   |
| KFW 5.5% 02/09/22    | ドイツ  | 特殊債 | 5.500%  | 2022/02/09 | 4.8%   |
| EIB 7.5% 09/10/20    | 国際機関 | 特殊債 | 7.500%  | 2020/09/10 | 4.3%   |

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※2009年は当初設定日から年末までの收益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの收益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 購入単位                  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 購入価額                  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。)   |
| 購入代金                  | 販売会社が定める期日までにお支払いください。   |
| 換金単位                  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 換金価額                  | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。  |
| 換金代金                  | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。   |
| 申込締切時間                | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。   |
| 購入の申込期間               | 2018年10月18日から2019年4月15日までとします。<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。  |
| 購入・換金<br>申込受付不可日      | 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。<br>ニューヨークの取引所の休業日<br>ロンドンの取引所の休業日<br>ニューヨークの銀行休業日<br>ロンドンの銀行休業日  |
| 換金制限                  | ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 購入・換金申込受付の<br>中止及び取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                       |
| 信託期間                  | 原則として、2009年7月30日(設定日)から2019年7月16日までとします。   |
| 繰上償還                  | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。<br>●受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合<br>●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合<br>●やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日                   | 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)です。  |
| 収益分配                  | 年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。<br>収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 信託金の限度額               | 2,000億円  |
| 公告                    | 日本経済新聞に掲載します。  |
| 運用報告書                 | 毎年1月及び7月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。  |
| 課税関係                  | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。<br>なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。   |



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>2.16%(税抜2.0%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。  |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| 運用管理費用(信託報酬) | 純資産総額に対して <b>年率1.242%(税抜1.15%)</b><br>信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。                         | 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率  |
| 運用管理費用の配分    | 支払先  | 内訳   |
|              | 委託会社   | 年率0.5832%(税抜0.54%)   |
|              | 販売会社   | 年率0.594 % (税抜0.55%)  |
|              | 受託会社   | 年率0.0648% (税抜0.06%)  |
| その他の費用・手数料   | 監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。 | 監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用<br>有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料<br>信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

### 〈税金〉

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金   |
|--------------|----------|--|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記税率は2018年8月31日現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合  
NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<メモ>

(本ページは目論見書の内容ではございません。)

ハイインカム国際機関債ファンド  
(毎月分配型)

愛称：ハイインカム・スープラ

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書  
(請求目論見書)

2018年10月18日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年10月17日に関東財務局長に提出しており、2018年10月18日にその届出の効力が生じております。

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 発行者名                | ： 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職・氏名           | ： 代表取締役社長 菱田 賀夫           |
| 本店の所在の場所            | ： 東京都港区芝3丁目33番1号          |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | ： 該当事項はありません。             |

## 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第一部 【証券情報】 .....           | 1  |
| (1) 【ファンドの名称】 .....        | 1  |
| (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】 ..... | 1  |
| (3) 【発行（売出）価額の総額】 .....    | 1  |
| (4) 【発行（売出）価格】 .....       | 1  |
| (5) 【申込手数料】 .....          | 1  |
| (6) 【申込単位】 .....           | 1  |
| (7) 【申込期間】 .....           | 2  |
| (8) 【申込取扱場所】 .....         | 2  |
| (9) 【払込期日】 .....           | 2  |
| (10) 【払込取扱場所】 .....        | 2  |
| (11) 【振替機関に関する事項】 .....    | 2  |
| (12) 【その他】 .....           | 2  |
| 第二部 【ファンド情報】 .....         | 4  |
| 第1 【ファンドの状況】 .....         | 4  |
| 1 【ファンドの性格】 .....          | 4  |
| 2 【投資方針】 .....             | 17 |
| 3 【投資リスク】 .....            | 28 |
| 4 【手数料等及び税金】 .....         | 30 |
| 5 【運用状況】 .....             | 33 |
| 第2 【管理及び運営】 .....          | 39 |
| 1 【申込（販売）手続等】 .....        | 39 |
| 2 【換金（解約）手続等】 .....        | 40 |
| 3 【資産管理等の概要】 .....         | 42 |
| 4 【受益者の権利等】 .....          | 45 |
| 第3 【ファンドの経理状況】 .....       | 47 |
| 1 【財務諸表】 .....             | 49 |
| 2 【ファンドの現況】 .....          | 60 |
| 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】 ..... | 61 |
| 第三部 【委託会社等の情報】 .....       | 62 |
| 第1 【委託会社等の概況】 .....        | 62 |
| 1 【委託会社等の概況】 .....         | 62 |
| 2 【事業の内容及び営業の概況】 .....     | 63 |
| 3 【委託会社等の経理状況】 .....       | 63 |
| 4 【利害関係人との取引制限】 .....      | 80 |
| 5 【その他】 .....              | 80 |
| 約款                         |    |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）

愛称として「ハイインカム・スープラ」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜 2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）で再投資する場合は1円以上1円単位です。

#### (7) 【申込期間】

2018年10月18日から2019年4月15日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

#### (8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

#### (9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

＜振替受益権について＞

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

＜受益権の取得申込みの方法＞

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

＜申込みコース＞

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

＜受益権の取得申込みの受付の中止等＞

収益分配金の再投資の場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

＜受付不可日＞

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

当ファンドは、新興国通貨建てを中心とした高格付の国際機関債等に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

###### <信託金限度額>

上限 2,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

###### <基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉)             | 独立区分 | 補足分類    |
|---------|--------|-------------------------------|------|---------|
| 単位型     | 国内     | 株式                            | MMF  | インデックス型 |
| 追加型     | 海外     | 債券                            | MRF  | 特殊型     |
|         | 内外     | 不動産投信<br>その他資産<br>( )<br>資産複合 | ETF  |         |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産  | 決算頻度         | 投資対象<br>地域          | 投資形態         | 為替<br>ヘッジ | 対象<br>インデックス   | 特殊型               |
|---|--------------|---------------------|--------------|-----------|----------------|-------------------|
| 株式  | 年1回          | グローバル<br>(日本を除く)    | ファミリーファンド    | あり<br>( ) | 日経225<br>TOPIX | ブル・ベア型<br>条件付運用型  |
| 一般  | 年2回          |                     |              | なし        |                |                   |
| 大型株   |              |                     |              |           |                |                   |
| 中小型株  | 年4回          | 日本                  | ファンド・オブ・ファンズ |           | その他<br>( )     | ロング・ショート型/絶対収益追求型 |
| 債券  |              |                     |              |           |                |                   |
| 一般  | 年6回<br>(隔月)  | 北米                  |              |           |                |                   |
| 公債  |              |                     |              |           |                |                   |
| 社債  |              | 欧州                  |              |           |                | その他<br>( )        |
| その他債券   | 年12回<br>(毎月) |                     |              |           |                |                   |
| クレジット属性   |              | アジア                 |              |           |                |                   |
| ( )   | 日々           | オセアニア               |              |           |                |                   |
| 不動産投信   | その他<br>( )   | 中南米                 |              |           |                |                   |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 公債<br>クレジット属性<br>(高格付債))) |              | アフリカ<br>中近東<br>(中東) |              |           |                |                   |
| 資産複合<br>( )                                       |              | エマージング              |              |           |                |                   |
| 資産配分<br>固定型                                       |              |                     |              |           |                |                   |
| 資産配分<br>変更型                                       |              |                     |              |           |                |                   |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

## ＜商品分類表定義＞

### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <属性区分表定義>

### [投資対象資産による属性区分]

#### (1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

#### (3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

#### (4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

#### (5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [特殊型]

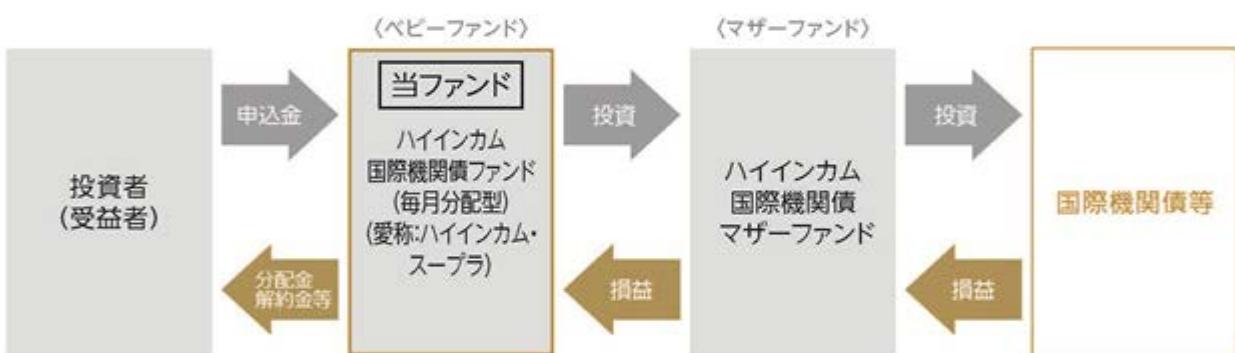
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## <ファンドの特色>

### 1. 新興国通貨建てを中心に高利回りで信用力の高い国際機関債等に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 主に国際機関が発行する国際機関債を中心に政府機関債、州政府債、国債等の最高位(AAA相当格)の信用力を有する債券に投資を行います。  
※投資対象とする債券の格付<sup>※</sup>は、取得時においてAAA相当格(ムーディーズ、S&P等の主要格付機関のいずれか)のものとします。  
※債券の格付については、後掲(ご参考)新興国通貨建て国際機関債の特徴をご覧ください。
- 組入債券の平均残存期間を3年程度までとすることにより、金利上昇時の債券価格の下落リスクを抑制します。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。

#### ファンドのしくみ



#### ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

#### 〈マザーファンドの概要〉

| マザーファンド                | 主な投資対象・投資地域                            | 運用の基本方針  |
|------------------------|--|--|
| ハイインカム国際機関債<br>マザーファンド | 新興国通貨建てを中心とした高格付の国際機関債、<br>政府機関債、州政府債等 | この投資信託は、安定したインカムゲインの確保と<br>投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 |

## スープラとは

「スープラ」とは「スープラナショナル(国際機関)」の略称です。Supra(～を超えた) - National(国家)で国家を超えた存在という意味を持ちます。

## 国際機関とは

国際機関とは、主に発展途上国の経済発展のために加盟国が協調して設立した国際的組織です。中心となる先進国が出資・運営・監督を行っているため、極めて信用力が高く、発展途上国の政府、民間企業等への融資のため、さまざまな通貨建ての債券を発行しています。

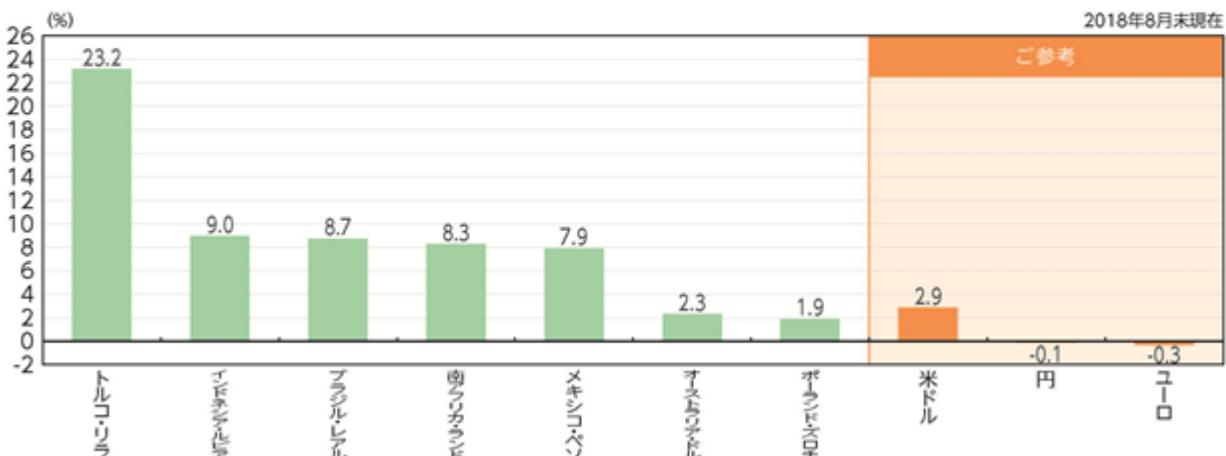


※上記格付はS&Pの発行体格付(2018年8月末現在)

## (ご参考)新興国通貨建て国際機関債の特徴

ファンドの組入れの中心となる新興国通貨建ての国際機関債は、新興国通貨の高い金利特性を持ちながら、新興国自体が発行する国債等に比べ、信用力の高い最高位(AAA格)の格付を有しており、高利回りと高い信用力をあわせ持つ債券です。

### 各国通貨建て国際機関債利回り比較

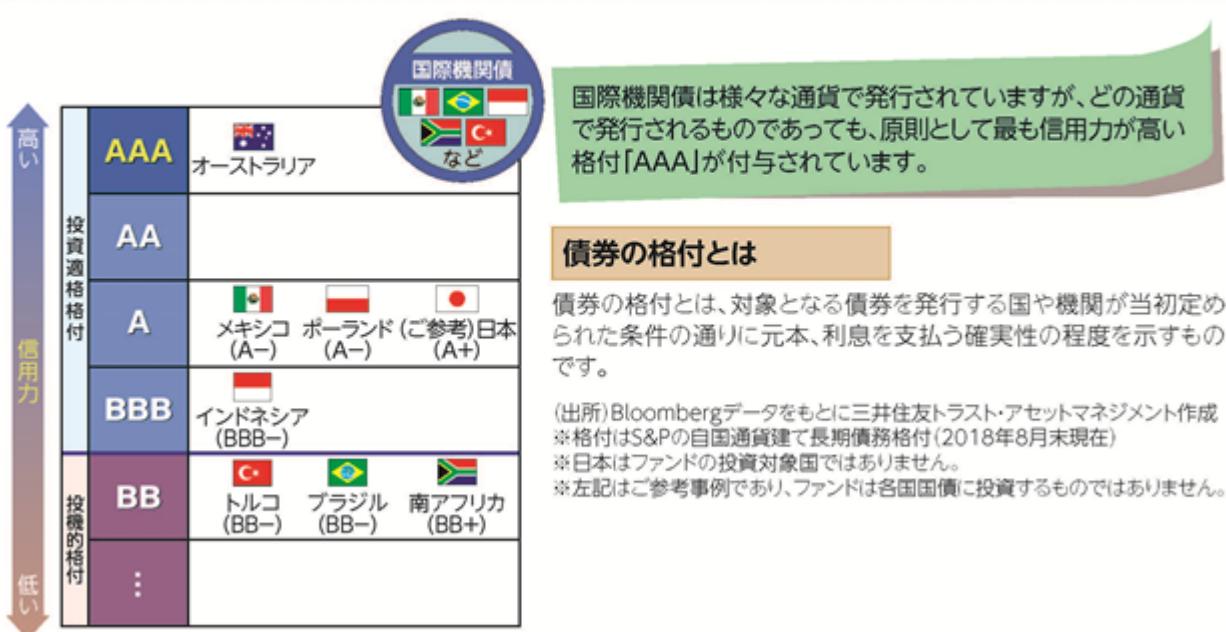


(出所)Bloombergデータをもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※上記は残存期間3年程度の国際機関債の利回りを使用しています。ただし、円建債券は残存期間1.5年程度の銘柄の利回りです。

※上記利回りは課税前の過去の実績値であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではなく、ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

### 主な国債と国際機関債の信用力比較



## 2. 投資対象通貨及び投資配分比率は、各国の経済特性を考慮して決定し、リスクの分散に努めます。

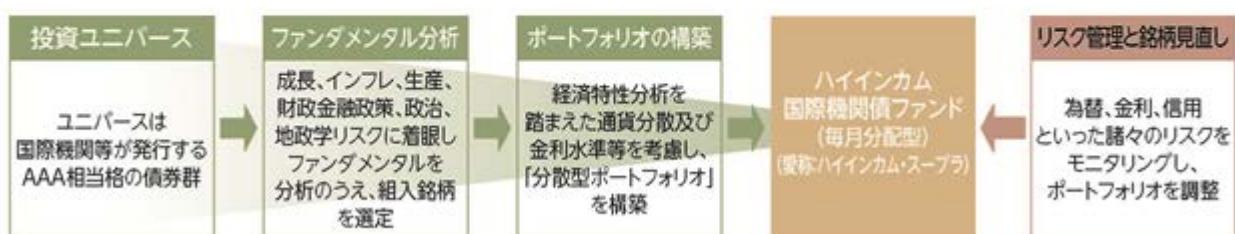
- 為替変動リスクを軽減するため、複数の通貨建ての国際機関債等に分散投資します。
- 投資対象通貨については、各国経済の特徴を踏まえ、個々の通貨ができるだけ相互に補完し合うようなバランスの良い分散型ポートフォリオを構築し、リスクの軽減を図ります。

### 分散型ポートフォリオとは

特定の経済特性(資源国や工業国、輸出依存度の高い地域など)に偏ったポートフォリオは、資産価値(収益率)の振れ幅が大きくなる場合がありますが、一方で経済特性を分散することにより、振れがある程度相殺され、全体の振れ幅は相対的に小さくなることが期待できます。

一般的に新興国通貨は、先進国通貨に比べ値動きが大きくなる傾向がありますが、個々の通貨ができるだけ相互に補完し合うようなバランスの良いポートフォリオの構築を目指します。

### マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

### 3. 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を行います。

#### 分配方針

●原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

●分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

#### 収益分配のイメージ

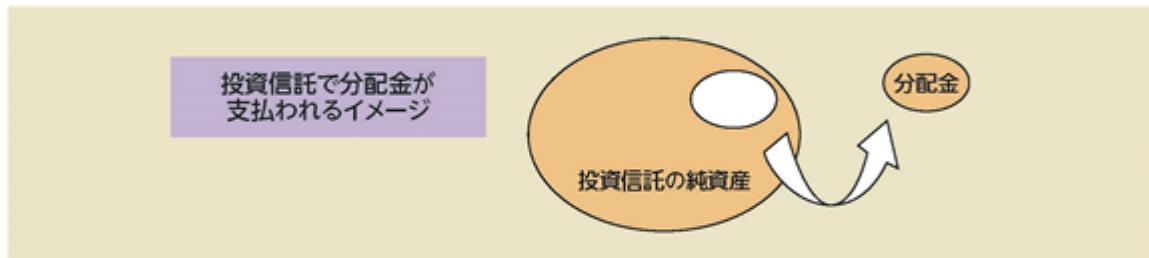


※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

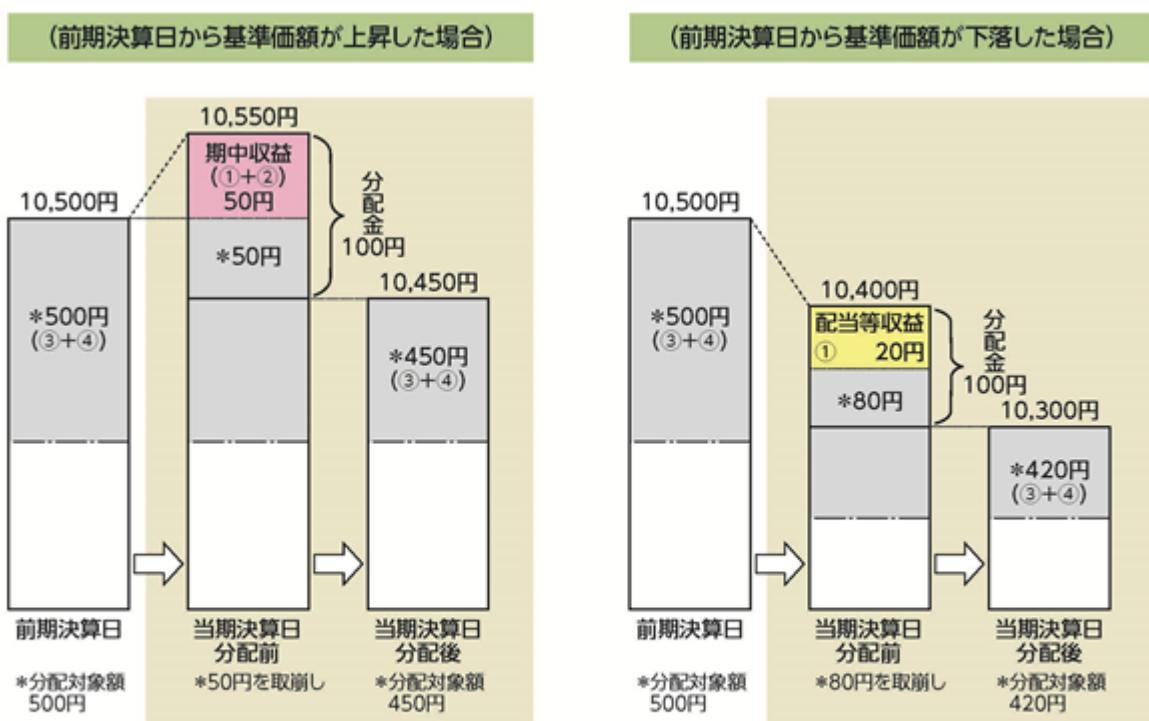
## [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

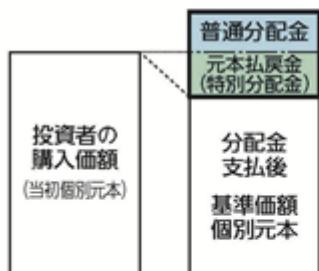


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。  
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

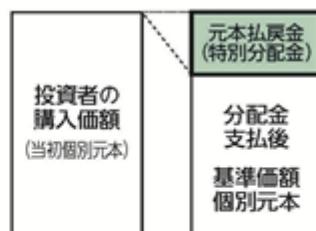
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

#### 主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

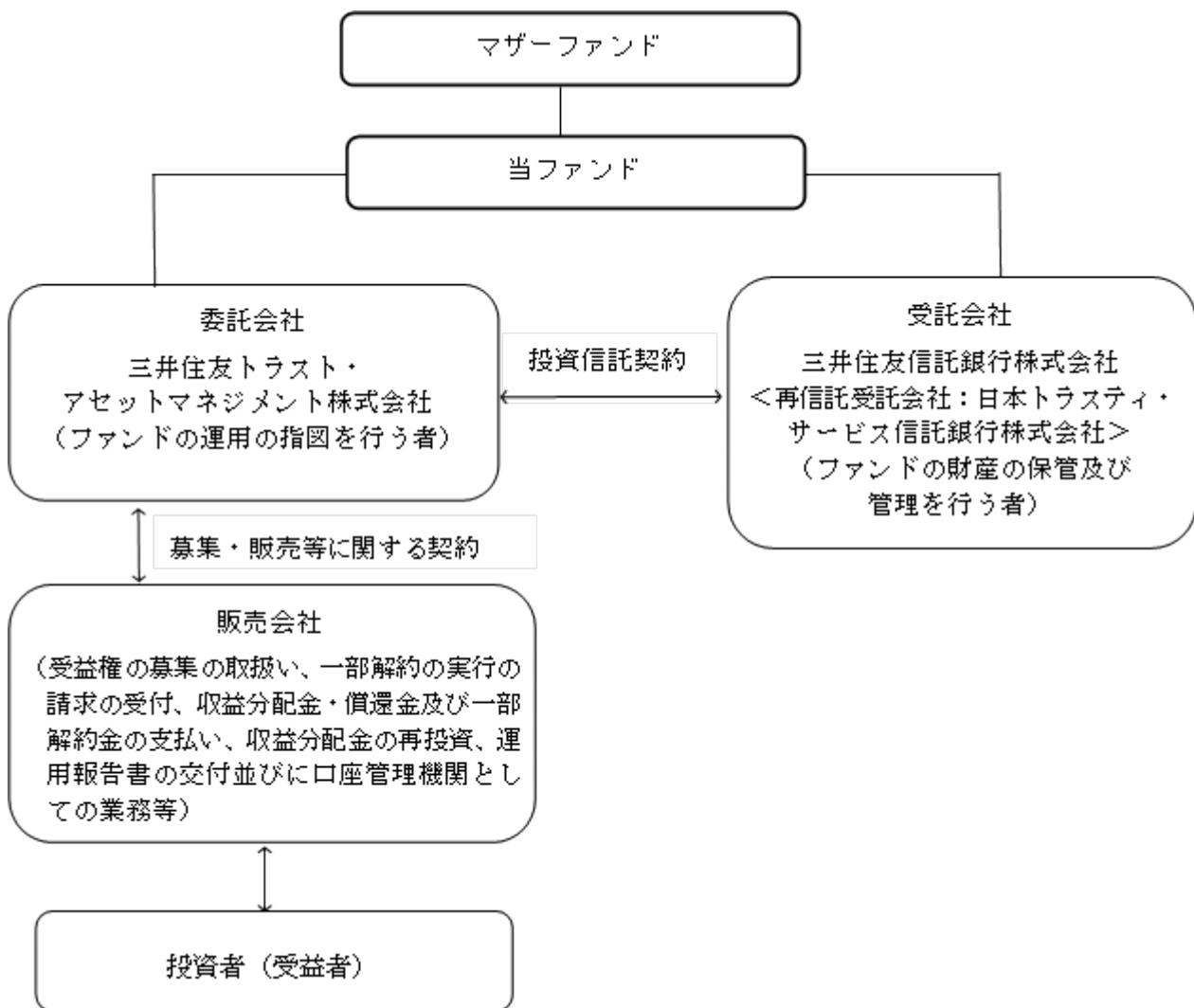
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

#### (2) 【ファンドの沿革】

- |            |  |
|------------|--|
| 2009年7月30日 | 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始   |
| 2012年4月1日  | 当ファンドの主要投資対象である「住信ハイインカム国際機関債 マザーファンド」の名称を「ハイインカム国際機関債 マザーファンド」に変更 |

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### ①当ファンドの仕組み及び関係法人



#### ②委託会社の概況（2018年10月1日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

|             |   |
|-------------|---|
| 1986年11月1日： | 住信キャピタルマネジメント株式会社設立                                     |
| 1987年2月20日： | 投資顧問業の登録  |
| 1987年9月9日：  | 投資一任契約に係る業務の認可  |
| 1990年10月1日： | 住信投資顧問株式会社に商号変更   |
| 1999年2月15日： | 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更                                   |
| 1999年3月25日： | 証券投資信託委託業の認可  |
| 2007年9月30日： | 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東<br>財務局長（金商）第347号）       |
| 2012年4月1日：  | 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラス<br>ト・アセットマネジメント株式会社に商号変更 |
| 2018年10月1日： | 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継                             |

ハ. 大株主の状況

| 株主名                       | 住所                | 持株数    | 持株比率 |
|---------------------------|-------------------|--------|------|
| 三井住友トラスト・ホールデ<br>ィングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 3,000株 | 100% |

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ①基本方針

当ファンドは、主として、「ハイインカム国際機関債 マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」という場合があります。）への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

#### ②投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### ③投資態度

イ. 主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、新興国を中心とした世界の高金利通貨建ての国際機関債、政府機関債、州政府債、国債等に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ロ. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ハ. 実質的に投資する債券は、取得時において AAA 相当格の格付を取得しているものに限ります。

ニ. 通貨への実質的な投資配分比率は、金利水準、経済動向、債券の流動性等を考慮して決定します。

ホ. 実質組入債券の平均残存期間は、3 年程度までとします。

ヘ. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

ト. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引、並びに委託会社が適当と認める外国の取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場並びに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

チ. ただし、資金動向、市況動向の急激な変化、債券市場の大幅な変化が生じたとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (2) 【投資対象】

#### ①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条及び第 25 条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ. 為替手形

### ②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
  12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、第1号から第11号の証券又は証書の性質を有するもの
  13. 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号及び第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を

以下「投資信託証券」といいます。

### ③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (参考)マザーファンドの概要

#### 「ハイインカム国際機関債 マザーファンド」の概要

##### 1. 基本方針

この投資信託は、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

新興国通貨建てを中心とした高格付の国際機関債、政府機関債、州政府債等を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

①主として、新興国を中心とした世界の高金利通貨建ての国際機関債、政府機関債、州政府債、国債等に投資します。

※一部通貨において直接新興国通貨建ての債券に投資できない場合等は、新興国通貨と米ドルとの間の為替変動に、利子や元本の支払いが連動する仕組みを持つ米ドル建ての国際機関債等に投資することができます。

②投資する債券は、取得時において、AAA相当格の格付を取得しているものに限ります。

③通貨への投資配分比率は、金利水準、経済動向、債券の流動性等を考慮して決定します。

④組入債券の平均残存期間は、3年程度までとします。

⑤債券の組入比率は、原則として、高位を保ちます。

⑥組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

⑦投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引及び通貨に係るオプション取引、並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

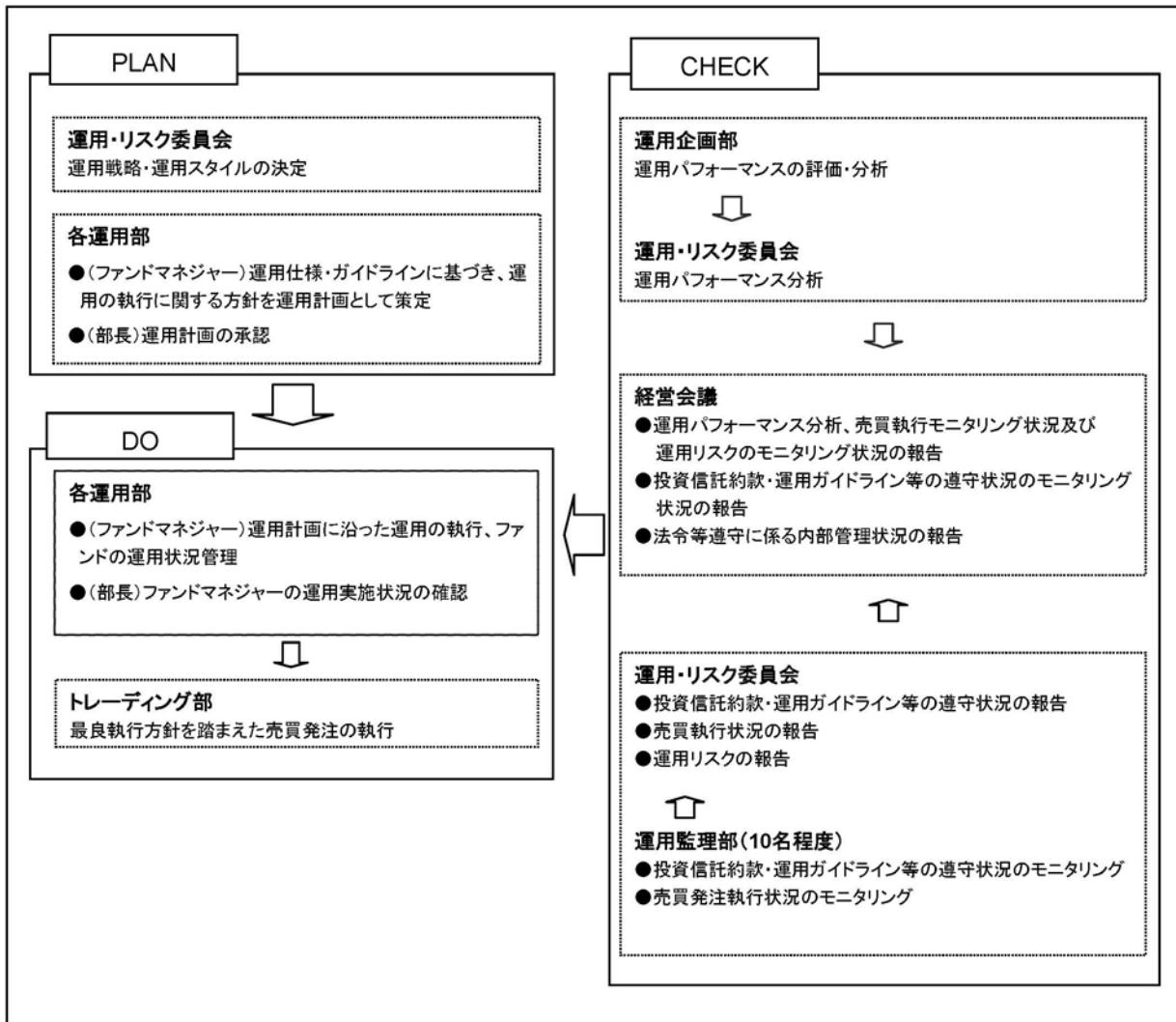
⑧ただし、資金動向、市況動向の急激な変化、債券市場の大幅な変化が生じたとき等、並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

### 3. 運用制限

- ①株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合に制限は設けません。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

### (4) 【分配方針】

毎決算時（決算日は毎月 15 日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。第 1 計算期間から第 3 計算期間までの決算時においては収益分配を行いません。

- ・分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（繰越分及びマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

・分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

・留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

<約款に定める投資制限>

イ. 株式への投資割合

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

ロ. 新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

ハ. 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

ニ. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

ホ. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

ヘ. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

ト. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。

チ. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

リ. 信用取引の指図範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図することができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 上記（イ）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### ヌ. 先物取引等の運用指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- (ロ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。
- (ハ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

#### ル. スワップ取引の運用指図、目的及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。
- (ロ) スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図に当たっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ヲ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲
- (イ) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。
- (ロ) 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図に当たっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) 為替先渡取引の指図に当たっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ヘ) 上記（ホ）においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元

本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ト) 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (チ) 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (リ) ヲ. に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヌ) ヲ. に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下ヲ. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下ヲ. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### ワ. 有価証券の貸付の指図及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の a. 及び b. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記 (イ) a. 及び b. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### カ. 公社債の空売りの指図範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（ヨ. の規定に基づき投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡し

又は買戻しにより行うことを指図することができるものとします。

- (ロ) 上記(イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヨ. 公社債の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 上記(イ)の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

タ. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

レ. 外国為替予約取引の指図及び範囲

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (ハ) 上記(ロ)においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (二) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ゾ. 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託

財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ツ. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ネ. デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

＜関連法令に基づく投資制限＞

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

##### ①為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となつた場合には、基準価額の下落要因となります。

##### ②金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### ③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### ④カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

##### ⑤流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

- ①同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) リスクの管理体制

##### 委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## [参考情報]

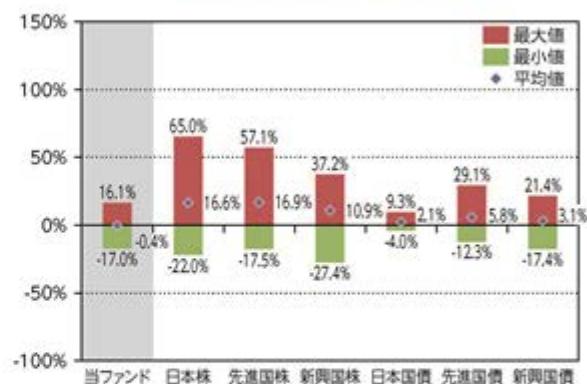
### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2013年9月～2018年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*各資産クラスの指標

日本株…… TOPIX(東証株価指数、配当込み)<sup>#1</sup>

先進国株… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)<sup>#2</sup>

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)<sup>#3</sup>

日本国債… NOMURA-BPI国債<sup>#4</sup>

先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)<sup>#5</sup>

新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッソ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)<sup>#6</sup>

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

<sup>#1</sup> TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指標で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標は、東証の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

<sup>#2</sup> MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

<sup>#3</sup> MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

<sup>#4</sup> NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関しえ切責任を負いません。

<sup>#5</sup> FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

<sup>#6</sup> 本指標は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・発布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜 2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

### (2) 【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.242%（税抜 1.15%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

|      |                       |  |
|------|-----------------------|--|
| 委託会社 | 年率 0.5832% (税抜 0.54%) | 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価           |
| 販売会社 | 年率 0.594% (税抜 0.55%)  | 運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年率 0.0648% (税抜 0.06%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                |

②信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料  
先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料  
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料  
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用  
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

##### ①個人の受益者に対する課税

###### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

|               | 税 率 (内 訳)                    |
|---------------|------------------------------|
| 2037年12月31日まで | 20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%) |
| 2038年1月1日以降   | 20% (所得税 15%、住民税 5%)         |

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

###### ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

###### ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

###### ニ. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア NISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA 及びジュニア NISA は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

|               | 税率 (所得税のみ) |
|---------------|------------|
| 2037年12月31日まで | 15.315%    |
| 2038年1月1日以降   | 15%        |

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

## ③ 個別元本について

- イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

## ④ 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、2018年8月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

以下は、2018年8月31日現在の状況について記載しております。

### 【ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）】

#### (1) 【投資状況】

| 資産の種類               | 国／地域 | 時価合計（円）       | 投資比率（%） |
|---------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券           | 日本   | 2,412,316,705 | 100.04  |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | —    | △930,075      | △0.04   |
| 合計（純資産総額）           |      | 2,411,386,630 | 100.00  |

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

| 国／地域 | 種類        | 銘柄名                 | 数量            | 帳簿価額（円）<br>単価 | 帳簿価額（円）<br>金額 | 評価額（円）<br>単価 | 評価額（円）<br>金額  | 投資<br>比率<br>（%） |
|------|-----------|---------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|
| 日本   | 親投資信託受益証券 | ハイインカム国際機関債 マザーファンド | 2,193,015,187 | 1.1273        | 2,472,186,021 | 1.1000       | 2,412,316,705 | 100.04          |

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

###### ロ. 種類別投資比率

| 種類        | 投資比率（%） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.04  |
| 合計        | 100.04  |

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

|          |              | 純資産総額 (円)      |                | 1万口当たりの純資産額 (円) |        |
|----------|--------------|----------------|----------------|-----------------|--------|
|          |              | (分配落)          | (分配付)          | (分配落)           | (分配付)  |
| 第1特定期間末  | (2010年1月15日) | 3,531,667,253  | 3,554,115,602  | 10,226          | 10,291 |
| 第2特定期間末  | (2010年7月15日) | 17,321,884,772 | 17,439,318,703 | 9,588           | 9,653  |
| 第3特定期間末  | (2011年1月17日) | 45,637,969,188 | 45,949,136,252 | 9,533           | 9,598  |
| 第4特定期間末  | (2011年7月15日) | 61,149,744,462 | 61,578,708,096 | 9,266           | 9,331  |
| 第5特定期間末  | (2012年1月16日) | 50,816,125,998 | 51,236,431,916 | 7,859           | 7,924  |
| 第6特定期間末  | (2012年7月17日) | 45,417,701,524 | 45,790,253,230 | 7,924           | 7,989  |
| 第7特定期間末  | (2013年1月15日) | 35,949,714,536 | 36,151,318,878 | 8,916           | 8,966  |
| 第8特定期間末  | (2013年7月16日) | 22,695,428,776 | 22,825,391,192 | 8,732           | 8,782  |
| 第9特定期間末  | (2014年1月15日) | 16,599,263,418 | 16,697,494,187 | 8,449           | 8,499  |
| 第10特定期間末 | (2014年7月15日) | 13,285,028,499 | 13,362,884,688 | 8,532           | 8,582  |
| 第11特定期間末 | (2015年1月15日) | 11,363,710,993 | 11,428,610,463 | 8,755           | 8,805  |
| 第12特定期間末 | (2015年7月15日) | 8,728,889,140  | 8,783,608,097  | 7,976           | 8,026  |
| 第13特定期間末 | (2016年1月15日) | 6,014,194,683  | 6,060,145,418  | 6,544           | 6,594  |
| 第14特定期間末 | (2016年7月15日) | 5,006,029,190  | 5,045,819,855  | 6,290           | 6,340  |
| 第15特定期間末 | (2017年1月16日) | 4,240,069,976  | 4,275,303,153  | 6,017           | 6,067  |
| 第16特定期間末 | (2017年7月18日) | 3,979,930,644  | 4,011,971,351  | 6,211           | 6,261  |
| 第17特定期間末 | (2018年1月15日) | 3,393,339,395  | 3,422,503,557  | 5,818           | 5,868  |
| 第18特定期間末 | (2018年7月17日) | 2,720,241,397  | 2,736,187,678  | 5,118           | 5,148  |
|          | 2017年8月末日    | 3,837,026,987  | —              | 6,136           | —      |
|          | 9月末日         | 3,765,967,317  | —              | 6,134           | —      |
|          | 10月末日        | 3,569,611,230  | —              | 5,900           | —      |
|          | 11月末日        | 3,453,057,443  | —              | 5,803           | —      |
|          | 12月末日        | 3,417,156,498  | —              | 5,849           | —      |
|          | 2018年1月末日    | 3,332,337,974  | —              | 5,762           | —      |
|          | 2月末日         | 3,206,155,336  | —              | 5,579           | —      |
|          | 3月末日         | 3,091,476,967  | —              | 5,449           | —      |
|          | 4月末日         | 3,037,108,872  | —              | 5,391           | —      |
|          | 5月末日         | 2,793,036,223  | —              | 5,107           | —      |
|          | 6月末日         | 2,682,013,412  | —              | 5,021           | —      |
|          | 7月末日         | 2,679,867,933  | —              | 5,104           | —      |
|          | 8月末日         | 2,411,386,630  | —              | 4,691           | —      |

② 【分配の推移】

|         | 期 間                     | 1万口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|---------------|
| 第1特定期間  | 2009年 7月30日～2010年 1月15日 | 195           |
| 第2特定期間  | 2010年 1月16日～2010年 7月15日 | 390           |
| 第3特定期間  | 2010年 7月16日～2011年 1月17日 | 390           |
| 第4特定期間  | 2011年 1月18日～2011年 7月15日 | 390           |
| 第5特定期間  | 2011年 7月16日～2012年 1月16日 | 390           |
| 第6特定期間  | 2012年 1月17日～2012年 7月17日 | 390           |
| 第7特定期間  | 2012年 7月18日～2013年 1月15日 | 345           |
| 第8特定期間  | 2013年 1月16日～2013年 7月16日 | 300           |
| 第9特定期間  | 2013年 7月17日～2014年 1月15日 | 300           |
| 第10特定期間 | 2014年 1月16日～2014年 7月15日 | 300           |
| 第11特定期間 | 2014年 7月16日～2015年 1月15日 | 300           |
| 第12特定期間 | 2015年 1月16日～2015年 7月15日 | 300           |
| 第13特定期間 | 2015年 7月16日～2016年 1月15日 | 300           |
| 第14特定期間 | 2016年 1月16日～2016年 7月15日 | 300           |
| 第15特定期間 | 2016年 7月16日～2017年 1月16日 | 300           |
| 第16特定期間 | 2017年 1月17日～2017年 7月18日 | 300           |
| 第17特定期間 | 2017年 7月19日～2018年 1月15日 | 300           |
| 第18特定期間 | 2018年 1月16日～2018年 7月17日 | 240           |

### ③【収益率の推移】

|         | 期 間                     | 収益率（%） |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間  | 2009年 7月30日～2010年 1月15日 | 4.2    |
| 第2特定期間  | 2010年 1月16日～2010年 7月15日 | △2.4   |
| 第3特定期間  | 2010年 7月16日～2011年 1月17日 | 3.5    |
| 第4特定期間  | 2011年 1月18日～2011年 7月15日 | 1.3    |
| 第5特定期間  | 2011年 7月16日～2012年 1月16日 | △11.0  |
| 第6特定期間  | 2012年 1月17日～2012年 7月17日 | 5.8    |
| 第7特定期間  | 2012年 7月18日～2013年 1月15日 | 16.9   |
| 第8特定期間  | 2013年 1月16日～2013年 7月16日 | 1.3    |
| 第9特定期間  | 2013年 7月17日～2014年 1月15日 | 0.2    |
| 第10特定期間 | 2014年 1月16日～2014年 7月15日 | 4.5    |
| 第11特定期間 | 2014年 7月16日～2015年 1月15日 | 6.1    |
| 第12特定期間 | 2015年 1月16日～2015年 7月15日 | △5.5   |
| 第13特定期間 | 2015年 7月16日～2016年 1月15日 | △14.2  |
| 第14特定期間 | 2016年 1月16日～2016年 7月15日 | 0.7    |
| 第15特定期間 | 2016年 7月16日～2017年 1月16日 | 0.4    |
| 第16特定期間 | 2017年 1月17日～2017年 7月18日 | 8.2    |
| 第17特定期間 | 2017年 7月19日～2018年 1月15日 | △1.5   |
| 第18特定期間 | 2018年 1月16日～2018年 7月17日 | △7.9   |

(注 1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注 2)小数第2位を四捨五入しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

|          | 期 間                       | 設定口数 (口)       | 解約口数 (口)       | 発行済み口数 (口)     |
|----------|---------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 第1 特定期間  | 2009年 7月 30日～2010年 1月 15日 | 3,500,965,323  | 47,373,127     | 3,453,592,196  |
| 第2 特定期間  | 2010年 1月 16日～2010年 7月 15日 | 15,715,654,306 | 1,102,487,818  | 18,066,758,684 |
| 第3 特定期間  | 2010年 7月 16日～2011年 1月 17日 | 30,699,512,966 | 894,415,521    | 47,871,856,129 |
| 第4 特定期間  | 2011年 1月 18日～2011年 7月 15日 | 23,325,417,937 | 5,202,868,730  | 65,994,405,336 |
| 第5 特定期間  | 2011年 7月 16日～2012年 1月 16日 | 6,254,981,582  | 7,586,937,871  | 64,662,449,047 |
| 第6 特定期間  | 2012年 1月 17日～2012年 7月 17日 | 2,892,004,623  | 10,238,806,583 | 57,315,647,087 |
| 第7 特定期間  | 2012年 7月 18日～2013年 1月 15日 | 645,862,447    | 17,640,641,091 | 40,320,868,443 |
| 第8 特定期間  | 2013年 1月 16日～2013年 7月 16日 | 624,800,379    | 14,953,185,430 | 25,992,483,392 |
| 第9 特定期間  | 2013年 7月 17日～2014年 1月 15日 | 228,137,775    | 6,574,467,256  | 19,646,153,911 |
| 第10 特定期間 | 2014年 1月 16日～2014年 7月 15日 | 187,755,820    | 4,262,671,741  | 15,571,237,990 |
| 第11 特定期間 | 2014年 7月 16日～2015年 1月 15日 | 259,334,148    | 2,850,677,989  | 12,979,894,149 |
| 第12 特定期間 | 2015年 1月 16日～2015年 7月 15日 | 71,195,099     | 2,107,297,745  | 10,943,791,503 |
| 第13 特定期間 | 2015年 7月 16日～2016年 1月 15日 | 63,345,383     | 1,816,989,702  | 9,190,147,184  |
| 第14 特定期間 | 2016年 1月 16日～2016年 7月 15日 | 58,372,691     | 1,290,386,790  | 7,958,133,085  |
| 第15 特定期間 | 2016年 7月 16日～2017年 1月 16日 | 63,002,852     | 974,500,498    | 7,046,635,439  |
| 第16 特定期間 | 2017年 1月 17日～2017年 7月 18日 | 189,606,786    | 828,100,817    | 6,408,141,408  |
| 第17 特定期間 | 2017年 7月 19日～2018年 1月 15日 | 99,210,846     | 674,519,810    | 5,832,832,444  |
| 第18 特定期間 | 2018年 1月 16日～2018年 7月 17日 | 49,390,007     | 566,795,249    | 5,315,427,202  |

(注 1)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注 2)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

#### (参考)

#### ハイインカム国際機関債 マザーファンド

#### 投資状況

| 資産の種類               | 国／地域 | 時価合計 (円)      | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|---------------|----------|
| 特殊債券                | 国際機関 | 1,916,579,944 | 79.45    |
|                     | ドイツ  | 322,161,926   | 13.35    |
|                     | 小計   | 2,238,741,870 | 92.80    |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | —    | 173,571,670   | 7.20     |
| 合計(純資産総額)           |      | 2,412,313,540 | 100.00   |

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

### イ. 評価額上位銘柄明細

| 国／地域 | 種類   | 銘柄名                  | 数量             | 帳簿価額(円)<br>単価 | 帳簿価額(円)<br>金額 | 評価額(円)<br>単価 | 評価額(円)<br>金額 | 利率<br>(%) | 償還期限       | 投資<br>比率<br>(%) |
|------|------|----------------------|----------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-----------|------------|-----------------|
| 国際機関 | 特殊債券 | EIB 11.5% 03/11/19   | 11,000,000     | 2,757.84      | 303,362,760   | 2,738.84     | 301,272,895  | 11.500    | 2019/3/11  | 12.49           |
| 国際機関 | 特殊債券 | EIB 4.75% 01/19/21   | 48,000,000     | 537.62        | 258,061,608   | 537.39       | 257,947,267  | 4.750     | 2021/1/19  | 10.69           |
| 国際機関 | 特殊債券 | IADB 4.75% 08/27/24  | 2,500,000      | 8,922.15      | 223,053,979   | 8,963.05     | 224,076,465  | 4.750     | 2024/8/27  | 9.29            |
| 国際機関 | 特殊債券 | IADB 7% 02/04/19     | 27,000,000,000 | 0.75          | 203,203,404   | 0.75         | 202,876,110  | 7.000     | 2019/2/4   | 8.41            |
| 国際機関 | 特殊債券 | IFC 10% 06/14/19     | 7,000,000      | 2,756.09      | 192,926,426   | 2,741.50     | 191,905,359  | 10.000    | 2019/6/14  | 7.96            |
| ドイツ  | 特殊債券 | KFW 6% 08/20/20      | 1,800,000      | 8,661.00      | 155,898,131   | 8,639.69     | 155,514,442  | 6.000     | 2020/8/20  | 6.45            |
| 国際機関 | 特殊債券 | IBRD 7.5% 03/05/20   | 24,000,000     | 576.52        | 138,366,311   | 574.84       | 137,963,330  | 7.500     | 2020/3/5   | 5.72            |
| 国際機関 | 特殊債券 | EBRD 7.375% 04/15/19 | 18,000,000,000 | 0.76          | 136,900,548   | 0.74         | 134,993,556  | 7.375     | 2019/4/15  | 5.60            |
| ドイツ  | 特殊債券 | KFW 5.5% 02/09/22    | 1,300,000      | 8,872.21      | 115,338,797   | 8,875.25     | 115,378,326  | 5.500     | 2022/2/9   | 4.78            |
| 国際機関 | 特殊債券 | EIB 7.5% 09/10/20    | 13,000,000     | 752.04        | 97,765,742    | 749.10       | 97,383,448   | 7.500     | 2020/9/10  | 4.04            |
| 国際機関 | 特殊債券 | EIB 7.2% 07/09/19    | 10,000,000,000 | 0.75          | 75,797,080    | 0.75         | 75,461,920   | 7.200     | 2019/7/9   | 3.13            |
| 国際機関 | 特殊債券 | IBRD 1.5% 07/31/20   | 2,400,000      | 2,994.31      | 71,863,665    | 2,993.95     | 71,854,988   | 1.500     | 2020/7/31  | 2.98            |
| 国際機関 | 特殊債券 | EIB 8.5% 07/25/19    | 4,500,000      | 1,488.46      | 66,981,044    | 1,415.03     | 63,676,519   | 8.500     | 2019/7/25  | 2.64            |
| 国際機関 | 特殊債券 | EIB 9% 12/21/18      | 8,000,000      | 758.91        | 60,712,872    | 757.31       | 60,585,428   | 9.000     | 2018/12/21 | 2.51            |
| ドイツ  | 特殊債券 | KFW 9.25% 05/22/20   | 4,000,000      | 1,385.38      | 55,415,433    | 1,281.72     | 51,269,158   | 9.250     | 2020/5/22  | 2.13            |
| 国際機関 | 特殊債券 | IFC 10% 03/10/21     | 4,000,000      | 1,339.46      | 53,578,558    | 1,219.77     | 48,790,856   | 10.000    | 2021/3/10  | 2.02            |
| 国際機関 | 特殊債券 | EIB 6% 10/21/19      | 3,500,000      | 740.59        | 25,920,943    | 740.41       | 25,914,601   | 6.000     | 2019/10/21 | 1.07            |
| 国際機関 | 特殊債券 | IBRD 8.25% 03/04/22  | 2,000,000      | 1,223.87      | 24,477,578    | 1,093.86     | 21,877,202   | 8.250     | 2022/3/4   | 0.91            |

(注 1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注 2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

### ロ. 種類別投資比率

| 種類   | 投資比率 (%) |
|------|----------|
| 特殊債券 | 92.80    |
| 合計   | 92.80    |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

### 運用実績

当初設定日：2009年7月30日  
作成基準日：2018年8月31日

#### 基準価額・純資産の推移

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。  
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:5,760円 直近1年間分配金合計額:520円

| 決算期 | 2018年4月 | 2018年5月 | 2018年6月 | 2018年7月 | 2018年8月 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 分配金 | 50円     | 30円     | 30円     | 30円     | 30円     |

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

#### 主要な資産の状況

| 銘柄名                  | 国/地域 | 種類  | 利率      | 償還期限       | 実質投資比率 |
|----------------------|------|-----|---------|------------|--------|
| EIB 11.5% 03/11/19   | 国際機関 | 特殊債 | 11.500% | 2019/03/11 | 13.2%  |
| EIB 4.75% 01/19/21   | 国際機関 | 特殊債 | 4.750%  | 2021/01/19 | 11.0%  |
| IADB 4.75% 08/27/24  | 国際機関 | 特殊債 | 4.750%  | 2024/08/27 | 9.3%   |
| IADB 7% 02/04/19     | 国際機関 | 特殊債 | 7.000%  | 2019/02/04 | 8.8%   |
| IFC 10% 06/14/19     | 国際機関 | 特殊債 | 10.000% | 2019/06/14 | 8.1%   |
| KFW 6% 08/20/20      | ドイツ  | 特殊債 | 6.000%  | 2020/08/20 | 6.5%   |
| IBRD 7.5% 03/05/20   | 国際機関 | 特殊債 | 7.500%  | 2020/03/05 | 5.9%   |
| EBRD 7.375% 04/15/19 | 国際機関 | 特殊債 | 7.375%  | 2019/04/15 | 5.8%   |
| KFW 5.5% 02/09/22    | ドイツ  | 特殊債 | 5.500%  | 2022/02/09 | 4.8%   |
| EIB 7.5% 09/10/20    | 国際機関 | 特殊債 | 7.500%  | 2020/09/10 | 4.3%   |

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

#### 年間收益率の推移(暦年ベース)

| 年     | 收益率(%)  |
|-------|---------|
| 2009年 | 2.59%   |
| 2010年 | 1.01%   |
| 2011年 | -9.33%  |
| 2012年 | 19.88%  |
| 2013年 | 6.65%   |
| 2014年 | 10.37%  |
| 2015年 | -14.84% |
| 2016年 | -1.59%  |
| 2017年 | 4.18%   |
| 2018年 | -14.88% |

※收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。  
※2009年は当初設定日から年末までの收益率です。また、2018年は年初から作成基準日までの收益率です。  
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ＜申込手続＞

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

#### ＜申込コース＞

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

#### ＜申込みの受付＞

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### ＜申込単位＞

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ＜申込価額＞

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### ＜申込手数料＞

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

#### ＜申込代金の支払い＞

販売会社が定める期日までにお支払いください。

#### ＜受付不可日＞

収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日

ロンドンの取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

#### ＜申込受付の中止等＞

収益分配金の再投資の場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国にお

ける非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### ＜その他＞

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### ＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

## 2 【換金（解約）手続等】

#### ＜一部解約手続＞

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

#### ＜一部解約の受付＞

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

#### ＜一部解約単位＞

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ＜解約価額＞

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

#### ＜一部解約代金の支払い＞

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

#### ＜受付不可日＞

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨークの取引所の休業日  
ロンドンの取引所の休業日  
ニューヨークの銀行休業日  
ロンドンの銀行休業日

#### ＜一部解約受付の中止等＞

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記＜解約価額＞の規定に準じて計算された価額とします。

#### ＜一部解約の制限＞

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### ＜その他＞

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

#### ＜問い合わせ先＞

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

##### <主要な投資対象資産の評価方法>

###### ①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

###### ②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

###### 公社債等

計算日（※）における次のa.からc.までに掲げるいずれかの価額で評価します。

a. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

c. 価格情報会社の提供する価額

※外国の公社債については、計算日に知りうる直近の日とします。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

##### <基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

###### (照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

2009年7月30日（設定日）から2019年7月16日までとします。

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

ただし、第 1 計算期間は 2009 年 7 月 30 日から 2009 年 8 月 17 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5) 【その他】

##### <投資信託契約の終了（償還）と手続き>

###### (1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

###### (2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

##### <投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

###### (1) 投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

## (2) 重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

## <受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。

- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

## <運用報告書>

委託会社は、毎年1月及び7月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

## <関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
- 当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

#### ＜公告＞

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ＜混藏寄託＞

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託することができるものとします。

#### ＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

### 4 【受益者の権利等】

#### (1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前におい

て一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に、原則として償還日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

③ 儻還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④ 受益者が償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

#### (4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 18 特定期間(2018 年 1 月 16 日から 2018 年 7 月 17 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2018年9月14日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

松崎雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）の2018年1月16日から2018年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）の2018年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

### 【ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）】

#### （1）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第17 特定期間<br>(2018年 1月 15日現在) | 第18 特定期間<br>(2018年 7月 17日現在) |
|-----------------|------------------------------|------------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                              |                              |
| 流動資産            |                              |                              |
| コール・ローン         | 5,914,373                    | 3,798,992                    |
| 親投資信託受益証券       | 3,391,646,824                | 2,723,766,912                |
| 未収入金            | 33,755,718                   | 18,719,936                   |
| 流動資産合計          | 3,431,316,915                | 2,746,285,840                |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,431,316,915</b>         | <b>2,746,285,840</b>         |
| <b>負債の部</b>     |                              |                              |
| 流動負債            |                              |                              |
| 未払収益分配金         | 29,164,162                   | 15,946,281                   |
| 未払解約金           | 5,188,328                    | 7,147,250                    |
| 未払受託者報酬         | 188,313                      | 153,294                      |
| 未払委託者報酬         | 3,421,026                    | 2,784,820                    |
| 未払利息            | 7                            | 9                            |
| その他未払費用         | 15,684                       | 12,789                       |
| 流動負債合計          | 37,977,520                   | 26,044,443                   |
| <b>負債合計</b>     | <b>37,977,520</b>            | <b>26,044,443</b>            |
| <b>純資産の部</b>    |                              |                              |
| 元本等             |                              |                              |
| 元本              | 5,832,832,444                | 5,315,427,202                |
| 剩余金             |                              |                              |
| 期末剩余金又は期末欠損金（△） | △2,439,493,049               | △2,595,185,805               |
| （分配準備積立金）       | 105,286,636                  | 54,149,359                   |
| 元本等合計           | 3,393,339,395                | 2,720,241,397                |
| <b>純資産合計</b>    | <b>3,393,339,395</b>         | <b>2,720,241,397</b>         |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>3,431,316,915</b>         | <b>2,746,285,840</b>         |

## (2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

|  | 第17 特定期間<br>自 2017年7月19日<br>至 2018年1月15日 | 第18 特定期間<br>自 2018年1月16日<br>至 2018年7月17日 |
|--|--|--|
| <b>営業収益</b>                                |  |  |
| 受取利息                                       | 3  | -  |
| 有価証券売買等損益                                  | △36,536,606                              | △244,813,215                             |
| <b>営業収益合計</b>                              | <b>△36,536,603</b>                       | <b>△244,813,215</b>                      |
| <b>営業費用</b>                                |  |  |
| 支払利息                                       | 1,319                                    | 1,103                                    |
| 受託者報酬                                      | 1,176,302                                | 981,066                                  |
| 委託者報酬                                      | 21,369,383                               | 17,822,676                               |
| その他費用                                      | 97,966                                   | 81,768                                   |
| <b>営業費用合計</b>                              | <b>22,644,970</b>                        | <b>18,886,613</b>                        |
| <b>営業利益又は営業損失 (△)</b>                      | <b>△59,181,573</b>                       | <b>△263,699,828</b>                      |
| <b>経常利益又は経常損失 (△)</b>                      | <b>△59,181,573</b>                       | <b>△263,699,828</b>                      |
| <b>当期純利益又は当期純損失 (△)</b>                    | <b>△59,181,573</b>                       | <b>△263,699,828</b>                      |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | 133,928                                  | △2,593,882                               |
| <b>期首剩余金又は期首次損金 (△)</b>                    | <b>△2,428,210,764</b>                    | <b>△2,439,493,049</b>                    |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額                             | 268,740,930                              | 262,296,387                              |
| 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額                    | 268,740,930                              | 262,296,387                              |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額                             | 39,213,479                               | 22,524,269                               |
| 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額                    | 39,213,479                               | 22,524,269                               |
| <b>分配金</b>                                 | <b>181,494,235</b>                       | <b>134,358,928</b>                       |
| <b>期末剩余金又は期末欠損金 (△)</b>                    | <b>△2,439,493,049</b>                    | <b>△2,595,185,805</b>                    |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。                                 |
| 2. その他             | ファンドの計算期間<br>第18特定期間は当特定期間末日が休業日のため、2018年1月16日から2018年7月17日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

|  | 第17特定期間<br>(2018年1月15日現在)                        | 第18特定期間<br>(2018年7月17日現在)                        |
|--|--|--|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数                                 | 5,832,832,444口                                   | 5,315,427,202口                                   |
| 2. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損<br>2,439,493,049円                          | 元本の欠損<br>2,595,185,805円                          |
| 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額                           | 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額)<br>0.5818円<br>(5,818円) | 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額)<br>0.5118円<br>(5,118円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第17特定期間<br>自 2017年7月19日<br>至 2018年1月15日 |              |                | 第18特定期間<br>自 2018年1月16日<br>至 2018年7月17日 |              |                |
|---|--------------|----------------|---|--------------|----------------|
| 分配金の計算過程                                |              |                | 分配金の計算過程                                |              |                |
| 第97期<br>自 2017年7月19日<br>至 2017年8月15日    |              |                | 第103期<br>自 2018年1月16日<br>至 2018年2月15日   |              |                |
| 項目                                      |              |                | 項目                                      |              |                |
| 費用控除後の配当等収益額                            | A            | 17,218,346円    | 費用控除後の配当等収益額                            | A            | 15,903,194円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額               | B            | 一円             | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額               | B            | 一円             |
| 収益調整金額                                  | C            | 139,486,723円   | 収益調整金額                                  | C            | 129,473,267円   |
| 分配準備積立金額                                | D            | 189,619,263円   | 分配準備積立金額                                | D            | 103,828,638円   |
| 当ファンドの分配対象収益額                           | E=A+B+C+D    | 346,324,332円   | 当ファンドの分配対象収益額                           | E=A+B+C+D    | 249,205,099円   |
| 当ファンドの期末残存口数                            | F            | 6,304,817,119口 | 当ファンドの期末残存口数                            | F            | 5,759,565,178口 |
| 1万口当たり収益分配対象額                           | G=E/F×10,000 | 549円           | 1万口当たり収益分配対象額                           | G=E/F×10,000 | 432円           |
| 1万口当たり分配金額                              | H            | 50円            | 1万口当たり分配金額                              | H            | 50円            |
| 収益分配金金額                                 | I=F×H/10,000 | 31,524,085円    | 収益分配金金額                                 | I=F×H/10,000 | 28,797,825円    |
| 第98期<br>自 2017年8月16日<br>至 2017年9月15日    |              |                | 第104期<br>自 2018年2月16日<br>至 2018年3月15日   |              |                |
| 項目                                      |              |                | 項目                                      |              |                |
| 費用控除後の配当等収益額                            | A            | 22,168,081円    | 費用控除後の配当等収益額                            | A            | 13,898,618円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額               | B            | 一円             | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額               | B            | 一円             |
| 収益調整金額                                  | C            | 137,625,294円   | 収益調整金額                                  | C            | 128,051,381円   |
| 分配準備積立金額                                | D            | 171,713,932円   | 分配準備積立金額                                | D            | 89,636,123円    |
| 当ファンドの分配対象収益額                           | E=A+B+C+D    | 331,507,307円   | 当ファンドの分配対象収益額                           | E=A+B+C+D    | 231,586,122円   |
| 当ファンドの期末残存口数                            | F            | 6,193,323,263口 | 当ファンドの期末残存口数                            | F            | 5,686,939,638口 |
| 1万口当たり収益分配対象額                           | G=E/F×10,000 | 535円           | 1万口当たり収益分配対象額                           | G=E/F×10,000 | 407円           |
| 1万口当たり分配金額                              | H            | 50円            | 1万口当たり分配金額                              | H            | 50円            |

|         |              |              |
|---------|--------------|--------------|
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 30,966,616 円 |
|---------|--------------|--------------|

第 99 期

自 2017 年 9 月 16 日

至 2017 年 10 月 16 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 18,509,614 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 136,317,351 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 160,010,920 円   |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 314,837,885 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 6,104,330,771 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 515 円           |
| 1 万口当たり分配金額               | H            | 50 円            |
| 収益分配金金額                   | I=F×H/10,000 | 30,521,653 円    |

第 100 期

自 2017 年 10 月 17 日

至 2017 年 11 月 15 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 16,927,223 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 133,994,477 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 145,098,422 円   |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 296,020,122 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 5,990,549,168 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 494 円           |
| 1 万口当たり分配金額               | H            | 50 円            |
| 収益分配金金額                   | I=F×H/10,000 | 29,952,745 円    |

第 101 期

自 2017 年 11 月 16 日

至 2017 年 12 月 15 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 16,322,422 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 131,609,944 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 129,307,678 円   |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 277,240,044 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 5,872,994,871 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 472 円           |
| 1 万口当たり分配金額               | H            | 50 円            |
| 収益分配金金額                   | I=F×H/10,000 | 29,364,974 円    |

第 102 期

自 2017 年 12 月 16 日

至 2018 年 1 月 15 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 19,164,004 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 130,928,691 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 115,286,794 円   |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 265,379,489 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 5,832,832,444 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 454 円           |

|         |              |              |
|---------|--------------|--------------|
| 収益分配金金額 | I=F×H/10,000 | 28,434,698 円 |
|---------|--------------|--------------|

第 105 期

自 2018 年 3 月 16 日

至 2018 年 4 月 16 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 15,996,277 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 127,461,634 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 74,609,397 円    |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 218,067,308 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 5,655,809,386 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 385 円           |
| 1 万口当たり分配金額               | H            | 50 円            |
| 収益分配金金額                   | I=F×H/10,000 | 28,279,046 円    |

第 106 期

自 2018 年 4 月 17 日

至 2018 年 5 月 15 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 13,860,266 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 125,727,584 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 61,417,092 円    |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 201,004,942 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 5,575,552,345 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 360 円           |
| 1 万口当たり分配金額               | H            | 30 円            |
| 収益分配金金額                   | I=F×H/10,000 | 16,726,657 円    |

第 107 期

自 2018 年 5 月 16 日

至 2018 年 6 月 15 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 14,004,170 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 121,620,191 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 56,671,700 円    |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 192,296,061 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 5,391,473,953 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 356 円           |
| 1 万口当たり分配金額               | H            | 30 円            |
| 収益分配金金額                   | I=F×H/10,000 | 16,174,421 円    |

第 108 期

自 2018 年 6 月 16 日

至 2018 年 7 月 17 日

| 項目                        |              |                 |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額              | A            | 16,428,015 円    |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B            | 一円              |
| 収益調整金額                    | C            | 120,018,361 円   |
| 分配準備積立金額                  | D            | 53,667,625 円    |
| 当ファンドの分配対象収益額             | E=A+B+C+D    | 190,114,001 円   |
| 当ファンドの期末残存口数              | F            | 5,315,427,202 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額            | G=E/F×10,000 | 357 円           |

|            |                         |             |
|------------|-------------------------|-------------|
| 1万口当たり分配金額 | H                       | 50円         |
| 収益分配金金額    | $I=F \times H / 10,000$ | 29,164,162円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | 第18特定期間<br>自 2018年1月16日<br>至 2018年7月17日   |
| 1. 金融商品に対する取組方針   | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。   |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。  |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。<br>内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

|                            |   |
|----------------------------|---|
|                            | 第18特定期間<br>(2018年7月17日現在)   |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。   |
| 2. 時価の算定方法                 | (1) 有価証券<br>売買目的有価証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br><br>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                     |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

|    |         |         |
|----|---------|---------|
| 区分 | 第17特定期間 | 第18特定期間 |
|----|---------|---------|

|                | 自 2017年 7月 19 日<br>至 2018年 1月 15 日 | 自 2018年 1月 16 日<br>至 2018年 7月 17 日 |
|----------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 |                                    |                                    |
| 期首元本額          | 6, 408, 141, 408 円                 | 5, 832, 832, 444 円                 |
| 期中追加設定元本額      | 99, 210, 846 円                     | 49, 390, 007 円                     |
| 期中一部解約元本額      | 674, 519, 810 円                    | 566, 795, 249 円                    |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類        | 第 17 特定期間<br>(2018年 1月 15 日現在) | 第 18 特定期間<br>(2018年 7月 17 日現在) |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------|
|           | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円)     | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額<br>(円)     |
| 親投資信託受益証券 | 67, 473, 883                   | 68, 397, 270                   |
| 合計        | 67, 473, 883                   | 68, 397, 270                   |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

| 種類        | 銘 柄                 | 券面総額             | 評価額(円)           | 備考 |
|-----------|---------------------|------------------|------------------|----|
| 親投資信託受益証券 | ハイインカム国際機関債 マザーファンド | 2, 287, 534, 150 | 2, 723, 766, 912 |    |
|           | 合計                  | 2, 287, 534, 150 | 2, 723, 766, 912 |    |

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

ハイインカム国際機関債 マザーファンド

貸借対照表

|             |               |
|-------------|---------------|
|             | 2018年7月17日現在  |
| 項目          | 金額(円)         |
| 資産の部        |               |
| 流動資産        |               |
| 預金          | 49,862,441    |
| コール・ローン     | 79,187,701    |
| 特殊債券        | 2,532,151,718 |
| 派生商品評価勘定    | 188,499       |
| 未収入金        | 25,015,579    |
| 未収利息        | 74,674,803    |
| 前払費用        | 2,200,512     |
| 流動資産合計      | 2,763,281,253 |
| 資産合計        | 2,763,281,253 |
| 負債の部        |               |
| 流動負債        |               |
| 派生商品評価勘定    | 76,674        |
| 未払解約金       | 18,720,962    |
| 未払利息        | 204           |
| その他未払費用     | 216           |
| 流動負債合計      | 18,798,056    |
| 負債合計        | 18,798,056    |
| 純資産の部       |               |
| 元本等         |               |
| 元本          | 2,304,964,011 |
| 剰余金         |               |
| 剰余金又は欠損金(△) | 439,519,186   |
| 元本等合計       | 2,744,483,197 |
| 純資産合計       | 2,744,483,197 |
| 負債純資産合計     | 2,763,281,253 |

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | 2018年7月17日現在   |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法     | 特殊債券<br>移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法   | 為替予約取引<br>個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。<br><br>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。           |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し   |

|                |  |
|----------------|--|
| 4. 収益及び費用の計上基準 | ております。<br>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。<br><br>為替予約取引による為替差損益<br>約定日基準で計上しております。 |
|----------------|--|

(貸借対照表に関する注記)

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
|                                 | 2018年7月17日現在                                      |
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数            | 2,304,964,011口                                    |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産額<br>の額 | 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額)<br>1.1907円<br>(11,907円) |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | 2018年7月17日現在   |
| 1. 金融商品に対する取組方針   | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。  |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。<br>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。<br>内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。  |

2. 金融商品の時価等に関する事項

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | 2018年7月17日現在   |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  |
| 2. 時価の算定方法           | (1) 有価証券<br>売買目的有価証券<br>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。<br><br>(2) デリバティブ取引<br>「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。<br><br>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 |

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | によっております。<br>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
|----------------------------|---|

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

| 区分                     | 2018年7月17日現在   |
|------------------------|----------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況         |                |
| 期首                     | 2018年1月16日     |
| 期首元本額                  | 2,680,052,249円 |
| 期中追加設定元本額              | 6,099,122円     |
| 期中一部解約元本額              | 381,187,360円   |
| 期末元本額                  | 2,304,964,011円 |
| 期末元本額の内訳               |                |
| ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型） | 2,287,534,150円 |
| ハイインカム国際機関債ファンド（SMA専用） | 17,429,861円    |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類   | 2018年7月17日現在       |
|------|--------------------|
|      | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 特殊債券 | △77,569,029        |
| 合計   | △77,569,029        |

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「ハイインカム国際機関債 マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

通貨関連

(2018年7月17日現在)

| 区分        | 種類     | 契約額等(円)    | 時価    | 評価損益(円)            |
|-----------|--------|------------|-------|--------------------|
|           |        |            | うち1年超 |                    |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | 13,571,298 | —     | 13,759,797 188,499 |
|           |        | 13,571,298 | —     | 13,759,797 188,499 |
|           |        | 13,571,298 | —     | 13,647,972 △76,674 |
|           |        | 13,571,298 | —     | 13,647,972 △76,674 |

|    |            |   |            |         |
|----|------------|---|------------|---------|
| 合計 | 27,142,596 | — | 27,407,769 | 111,825 |
|----|------------|---|------------|---------|

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類        | 通貨           | 銘 柄                 | 券面総額          | 評価額           | 備考 |
|-----------|--------------|---------------------|---------------|---------------|----|
| 特殊債券      | メキシコペソ       | EBRD 4.5% 12/18/18  | 6,000,000.00  | 5,903,550.00  |    |
|           |              | EIB 4.75% 01/19/21  | 48,000,000.00 | 44,416,800.00 |    |
|           |              | IBRD 7.5% 03/05/20  | 30,000,000.00 | 29,769,150.00 |    |
|           | メキシコペソ 小計    |                     | 84,000,000.00 | 80,089,500.00 |    |
|           |              |                     | (478,134,315) |               |    |
|           | ブラジルレアル      | EIB 11.5% 03/11/19  | 11,000,000.00 | 11,344,905.00 |    |
|           |              | IFC 10% 06/14/19    | 8,000,000.00  | 8,246,120.00  |    |
|           | ブラジルレアル 小計   |                     | 19,000,000.00 | 19,591,025.00 |    |
|           |              |                     | (570,490,648) |               |    |
|           | トルコリラ        | EIB 8.5% 07/25/19   | 4,500,000.00  | 4,076,752.50  |    |
|           |              | IBRD 8.25% 03/04/22 | 2,000,000.00  | 1,489,810.00  |    |
|           |              | IFC 10% 03/10/21    | 4,000,000.00  | 3,261,020.00  |    |
|           |              | KFW 9.25% 05/22/20  | 4,000,000.00  | 3,372,820.00  |    |
|           | トルコリラ 小計     |                     | 14,500,000.00 | 12,200,402.50 |    |
|           |              |                     | (282,561,321) |               |    |
| オーストラリアドル | オーストラリアドル    | EIB 6% 08/06/20     | 400,000.00    | 429,172.00    |    |
|           |              | IADB 4.75% 08/27/24 | 2,500,000.00  | 2,767,762.50  |    |
|           |              | KFW 5.5% 02/09/22   | 1,000,000.00  | 1,101,180.00  |    |
|           |              | KFW 6% 08/20/20     | 2,000,000.00  | 2,149,420.00  |    |
|           | オーストラリアドル 小計 |                     | 5,900,000.00  | 6,447,534.50  |    |
|           |              |                     | (537,402,000) |               |    |

|            |                      |                   |                   |                 |
|------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| ニュージーランドドル | KFW 3.375% 02/15/21  | 300,000.00        | 306,709.50        |                 |
|            | ニュージーランドドル 小計        | 300,000.00        | 306,709.50        | (23,398,867)    |
| インドネシアルピア  | EBRD 7.375% 04/15/19 | 18,000,000,000.00 | 18,013,230,000.00 |                 |
|            | EIB 7.2% 07/09/19    | 10,000,000,000.00 | 9,973,300,000.00  |                 |
|            | IADB 7% 02/04/19     | 27,000,000,000.00 | 26,737,290,000.00 |                 |
|            | インドネシアルピア 小計         | 55,000,000,000.00 | 54,723,820,000.00 | (432,318,178)   |
| 南アフリカランド   | EIB 6% 10/21/19      | 3,500,000.00      | 3,433,237.50      |                 |
|            | EIB 7.5% 09/10/20    | 13,000,000.00     | 12,949,105.00     |                 |
|            | EIB 9% 12/21/18      | 8,000,000.00      | 8,041,440.00      |                 |
|            | 南アフリカランド 小計          | 24,500,000.00     | 24,423,782.50     | (207,846,389)   |
|            | 合計                   |                   | 2,532,151,718     | (2,532,151,718) |

#### 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

| 通貨         | 銘柄数       | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|------------|-----------|----------|------------|
| メキシコペソ     | 特殊債券 3 銘柄 | 100.0%   | 18.9%      |
| ブラジルレアル    | 特殊債券 2 銘柄 | 100.0%   | 22.5%      |
| トルコリラ      | 特殊債券 4 銘柄 | 100.0%   | 11.2%      |
| オーストラリアドル  | 特殊債券 4 銘柄 | 100.0%   | 21.2%      |
| ニュージーランドドル | 特殊債券 1 銘柄 | 100.0%   | 0.9%       |
| インドネシアルピア  | 特殊債券 3 銘柄 | 100.0%   | 17.1%      |
| 南アフリカランド   | 特殊債券 3 銘柄 | 100.0%   | 8.2%       |

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

## 2 【ファンドの現況】

### 【ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）】

#### 【純資産額計算書】

(2018年 8月 31日現在)

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 2,417,862,689円 |
| II 負債総額             | 6,476,059円     |
| III 純資産総額（I - II）   | 2,411,386,630円 |
| IV 発行済口数            | 5,140,297,214口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.4691円        |
| (1万口当たり純資産額)        | (4,691円)       |

(参考)

### ハイインカム国際機関債 マザーファンド

#### 純資産額計算書

(2018年 8月 31日現在)

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 2,415,512,614円 |
| II 負債総額             | 3,199,074円     |
| III 純資産総額（I - II）   | 2,412,313,540円 |
| IV 発行済口数            | 2,193,015,187口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 1.1000円        |
| (1万口当たり純資産額)        | (11,000円)      |

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換等

該当事項はありません。

### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### (3)譲渡制限

該当事項はありません。

### (4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

#### ①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### ②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

#### ④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

#### ⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額（2018年10月1日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：2018年10月1日に資本金を20億円に増資しています。

##### (2)委託会社の機構

###### ①会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### ②投資運用の意思決定機構

###### [PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファ

ンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

#### [D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### [CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—D0—CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2018 年 10 月 17 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2018 年 8 月 31 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

|            | 本数（本） | 純資産総額（百万円）   |
|------------|-------|--------------|
| 追加型株式投資信託  | 497   | 10, 106, 666 |
| 追加型公社債投資信託 | 0     | 0            |
| 単位型株式投資信託  | 67    | 230, 389     |
| 単位型公社債投資信託 | 0     | 0            |
| 合計         | 564   | 10, 337, 055 |

## 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日至 平成 30 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 1 日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤澤 孝 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内知明 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 32 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

|            | 前事業年度<br>(平成 29 年 3 月 31 日現在) | 当事業年度<br>(平成 30 年 3 月 31 日現在) |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 資産の部       |                               |                               |
| 流動資産       |                               |                               |
| 現金及び預金     | 20, 260, 630                  | 23, 973, 152                  |
| 前払費用       | 143, 622                      | 157, 614                      |
| 未収委託者報酬    | 5, 252, 944                   | 5, 373, 307                   |
| 繰延税金資産     | 61, 677                       | 94, 211                       |
| その他        | 5, 474                        | 9, 842                        |
| 流動資産合計     | 25, 724, 348                  | 29, 608, 128                  |
| 固定資産       |                               |                               |
| 有形固定資産     |                               |                               |
| 建物         | ※1                            | 47, 993                       |
| 器具備品       | ※1                            | 73, 765                       |
| その他        | ※1                            | 2, 830                        |
| 有形固定資産合計   | 124, 589                      | 118, 350                      |
| 無形固定資産     |                               |                               |
| ソフトウェア     | 221, 499                      | 210, 679                      |
| その他        | 6, 656                        | 4, 377                        |
| 無形固定資産合計   | 228, 156                      | 215, 056                      |
| 投資その他の資産   |                               |                               |
| 投資有価証券     | 71, 153                       | 42, 802                       |
| 長期前払費用     | 9, 828                        | 7, 810                        |
| 長期貸付金      | 19, 838                       | 17, 088                       |
| 会員権        | 25, 000                       | 25, 000                       |
| 繰延税金資産     | 137, 359                      | 154, 422                      |
| その他        | 145                           | 70                            |
| 貸倒引当金      | △19, 838                      | △17, 088                      |
| 投資その他の資産合計 | 243, 485                      | 230, 105                      |
| 固定資産合計     | 596, 231                      | 563, 512                      |
| 資産合計       | 26, 320, 580                  | 30, 171, 641                  |

(単位：千円)

|              | 前事業年度<br>(平成 29 年 3 月 31 日現在) | 当事業年度<br>(平成 30 年 3 月 31 日現在) |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 負債の部         |                               |                               |
| 流動負債         |                               |                               |
| 預り金          | 13,630                        | 24,591                        |
| 未払金          | 2,883,924                     | 2,950,503                     |
| 未払収益分配金      | 45                            | 45                            |
| 未払手数料        | 2,099,678                     | 2,160,863                     |
| その他未払金       | 784,201                       | 789,595                       |
| 未払費用         | 67,780                        | 74,279                        |
| 未払法人税等       | 863,230                       | 838,596                       |
| 未払消費税等       | 91,120                        | 72,890                        |
| 賞与引当金        | 98,072                        | 106,177                       |
| その他          | 3,100                         | 1,241                         |
| 流動負債合計       | 4,020,860                     | 4,068,279                     |
| 固定負債         |                               |                               |
| 資産除去債務       | 13,148                        | 13,374                        |
| 退職給付引当金      | 437,197                       | 496,696                       |
| その他          | 2,065                         | 1,074                         |
| 固定負債合計       | 452,411                       | 511,145                       |
| 負債合計         | 4,473,271                     | 4,579,425                     |
| 純資産の部        |                               |                               |
| 株主資本         |                               |                               |
| 資本金          | 300,000                       | 300,000                       |
| 資本剰余金        |                               |                               |
| その他資本剰余金     | 350,000                       | 350,000                       |
| 資本剰余金合計      | 350,000                       | 350,000                       |
| 利益剰余金        |                               |                               |
| 利益準備金        | 71,500                        | 74,500                        |
| その他利益剰余金     |                               |                               |
| 別途積立金        | 2,100,000                     | 2,100,000                     |
| 繰越利益剰余金      | 19,026,944                    | 22,767,534                    |
| 利益剰余金合計      | 21,198,444                    | 24,942,034                    |
| 株主資本合計       | 21,848,444                    | 25,592,034                    |
| 評価・換算差額等     |                               |                               |
| その他有価証券評価差額金 | △1,134                        | 182                           |
| 評価・換算差額等合計   | △1,134                        | 182                           |
| 純資産合計        | 21,847,309                    | 25,592,216                    |
| 負債・純資産合計     | 26,320,580                    | 30,171,641                    |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|          | 前事業年度<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 29 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(自 平成 29 年 4 月 1 日<br>至 平成 30 年 3 月 31 日) |
|----------|--|--|
| 営業収益     |  |  |
| 委託者報酬    | 30,245,448   | 29,206,178   |
| 営業収益合計   | 30,245,448   | 29,206,178   |
| 営業費用     |  |  |
| 支払手数料    | 12,880,325   | 12,544,178   |
| 広告宣伝費    | 95,688   | 175,296  |
| 公告費      | 3,094  | —  |
| 調査費      | 6,239,223  | 6,008,380  |
| 調査費      | 360,520  | 396,842  |
| 委託調査費    | 5,876,937  | 5,609,496  |
| 図書費      | 1,766  | 2,041  |
| 営業雑経費    | 1,460,885  | 1,474,361  |
| 通信費      | 24,920   | 33,158   |
| 印刷費      | 370,785  | 368,414  |
| 協会費      | 30,665   | 36,616   |
| 諸会費      | 105  | 105  |
| 情報機器関連費  | 943,725  | 942,093  |
| その他営業雑経費 | 90,684   | 93,973   |
| 営業費用合計   | 20,679,217   | 20,202,216   |
| 一般管理費    |  |  |
| 給料       | 1,874,710  | 2,006,157  |
| 役員報酬     | 89,520   | 84,130   |
| 給料・手当    | 1,526,244  | 1,649,268  |
| 賞与       | 258,946  | 272,758  |
| 退職給付費用   | 76,106   | 84,944   |
| 福利費      | 221,018  | 239,702  |
| 交際費      | 5,612  | 5,831  |
| 旅費交通費    | 61,961   | 73,807   |
| 租税公課     | 106,691  | 102,158  |
| 不動産賃借料   | 113,697  | 124,629  |
| 減価償却費    | 134,710  | 119,300  |
| 業務委託費    | ※1 486,690   | ※1 484,841   |
| 諸経費      | 223,685  | 246,326  |
| 一般管理費合計  | 3,304,885  | 3,487,699  |
| 営業利益     | 6,261,346  | 5,516,262  |

(単位：千円)

|              | 前事業年度<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 29 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(自 平成 29 年 4 月 1 日<br>至 平成 30 年 3 月 31 日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益        |  |  |
| 受取利息         | 4, 669   | 2, 136   |
| 収益分配金        | 129  | 116  |
| 投資有価証券売却益    | 307  | 499  |
| 貸倒引当金戻入      | 3, 000   | 2, 750   |
| その他          | 1, 591   | 4, 351   |
| 営業外収益合計      | 9, 697   | 9, 854   |
| 営業外費用        |  |  |
| 長期前払費用償却     | ※1 4, 644  | —  |
| 投資有価証券売却損    | 604  | 2, 224   |
| 固定資産除却損      | —  | 7, 891   |
| その他          | 0  | 1, 182   |
| 営業外費用合計      | 5, 249   | 11, 298  |
| 経常利益         | 6, 265, 794  | 5, 514, 818  |
| 特別損失         |  |  |
| 統合関連費用       | —  | 51, 569  |
| 特別損失合計       | —  | 51, 569  |
| 税引前当期純利益     | 6, 265, 794  | 5, 463, 248  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1, 889, 846  | 1, 739, 837  |
| 法人税等調整額      | 45, 558  | △50, 178   |
| 法人税等合計       | 1, 935, 405  | 1, 689, 659  |
| 当期純利益        | 4, 330, 389  | 3, 773, 589  |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |          |         |
|-------------------------|---------|----------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金    |         |
|                         |         | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 300,000 | 350,000  | 350,000 |
| 当期変動額                   |         |          |         |
| 剰余金の配当                  |         |          |         |
| 当期純利益                   |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |          |         |
| 当期変動額合計                 | —       | —        | —       |
| 当期末残高                   | 300,000 | 350,000  | 350,000 |

|                         | 株主資本   |           |             |            |             | 株主資本合計 |  |
|-------------------------|--------|-----------|-------------|------------|-------------|--------|--|
|                         | 利益準備金  | 利益剰余金     |             |            | 利益剰余金<br>合計 |        |  |
|                         |        | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 |            |             |        |  |
| 当期首残高                   | 68,500 | 2,100,000 | 14,729,555  | 16,898,055 | 17,548,055  |        |  |
| 当期変動額                   |        |           |             |            |             |        |  |
| 剰余金の配当                  | 3,000  |           | △33,000     | △30,000    | △30,000     |        |  |
| 当期純利益                   |        |           | 4,330,389   | 4,330,389  | 4,330,389   |        |  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |           |             |            |             |        |  |
| 当期変動額合計                 | 3,000  | —         | 4,297,389   | 4,300,389  | 4,300,389   |        |  |
| 当期末残高                   | 71,500 | 2,100,000 | 19,026,944  | 21,198,444 | 21,848,444  |        |  |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|-------------------------|--------------|------------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | △1,151       | △1,151     | 17,546,904 |
| 当期変動額                   |              |            |            |
| 剰余金の配当                  |              |            | △30,000    |
| 当期純利益                   |              |            | 4,330,389  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 16           | 16         | 16         |
| 当期変動額合計                 | 16           | 16         | 4,300,405  |
| 当期末残高                   | △1,134       | △1,134     | 21,847,309 |

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |          |         |
|-------------------------|---------|----------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金    |         |
|                         |         | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高                   | 300,000 | 350,000  | 350,000 |
| 当期変動額                   |         |          |         |
| 剰余金の配当                  |         |          |         |
| 当期純利益                   |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |          |         |
| 当期変動額合計                 | —       | —        | —       |
| 当期末残高                   | 300,000 | 350,000  | 350,000 |

|                         | 株主資本   |           |            |             |            |
|-------------------------|--------|-----------|------------|-------------|------------|
|                         | 利益準備金  | 利益剰余金     |            | 利益剰余金<br>合計 | 株主資本合計     |
|                         |        | その他利益剰余金  | 別途積立金      |             |            |
| 当期首残高                   | 71,500 | 2,100,000 | 19,026,944 | 21,198,444  | 21,848,444 |
| 当期変動額                   |        |           |            |             |            |
| 剰余金の配当                  | 3,000  |           | △33,000    | △30,000     | △30,000    |
| 当期純利益                   |        |           | 3,773,589  | 3,773,589   | 3,773,589  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |           |            |             |            |
| 当期変動額合計                 | 3,000  | —         | 3,740,589  | 3,743,589   | 3,743,589  |
| 当期末残高                   | 74,500 | 2,100,000 | 22,767,534 | 24,942,034  | 25,592,034 |

|                         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|-------------------------|--------------|------------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | △1,134       | △1,134     | 21,847,309 |
| 当期変動額                   |              |            |            |
| 剰余金の配当                  |              |            | △30,000    |
| 当期純利益                   |              |            | 3,773,589  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,317        | 1,317      | 1,317      |
| 当期変動額合計                 | 1,317        | 1,317      | 3,744,907  |
| 当期末残高                   | 182          | 182        | 25,592,216 |

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 未適用の会計基準等

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 30 年 2 月 16 日）

#### (1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異が見直され、また（分類 1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

#### (2) 適用予定日

平成 31 年 3 月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

|      | 前事業年度<br>(平成 29 年 3 月 31 日) |           | 当事業年度<br>(平成 30 年 3 月 31 日) |          |          |          |          |          |        |          |          |          |
|------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|----------|----------|
|      | 建 物                         | 62,231 千円 | 63,830 千円                   | 器 具 備 品  | 298,576〃 | 325,834〃 | そ の 他    | 1,759〃   | 2,677〃 | 計        | 362,567〃 | 392,342〃 |
| 建 物  | 62,231 千円                   | 63,830 千円 | 器 具 備 品                     | 298,576〃 | 325,834〃 | そ の 他    | 1,759〃   | 2,677〃   | 計      | 362,567〃 | 392,342〃 |          |
| 器具備品 | 298,576〃                    | 325,834〃  | そ の 他                       | 1,759〃   | 2,677〃   | 計        | 362,567〃 | 392,342〃 |        |          |          |          |
| その 他 | 1,759〃                      | 2,677〃    | 計                           | 362,567〃 | 392,342〃 |          |          |          |        |          |          |          |
| 計    | 362,567〃                    | 392,342〃  |                             |          |          |          |          |          |        |          |          |          |

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。

|          | 前事業年度<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 29 年 3 月 31 日) |           | 当事業年度<br>(自 平成 29 年 4 月 1 日<br>至 平成 30 年 3 月 31 日) |          |        |
|----------|--|-----------|--|----------|--------|
|          | 業務委託費  | 39,286 千円 | 30,081 千円  | 長期前払費用償却 | 4,644〃 |
| 業務委託費    | 39,286 千円  | 30,081 千円 | 長期前払費用償却   | 4,644〃   | —〃     |
| 長期前払費用償却 | 4,644〃   | —〃        |  |          |        |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 (株) | 3,000   | —       | —       | 3,000  |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

| 決議                         | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1 株当たり配<br>当額(円) | 基準日              | 効力発生日            |
|----------------------------|-------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 平成 28 年 6 月 30 日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 30,000         | 10,000           | 平成 28 年 3 月 31 日 | 平成 28 年 6 月 30 日 |

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                         | 株式<br>の<br>種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 配当金<br>の原資 | 1 株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日              | 効力発生日            |
|----------------------------|---------------|----------------|------------|----------------------|------------------|------------------|
| 平成 29 年 6 月 30 日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式      | 30,000         | 利益剰余金      | 10,000               | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 29 年 6 月 30 日 |

当事業年度 (自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 当事業年度増加 | 当事業年度減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|---------|---------|--------|
| 普通株式 (株) | 3,000   | —       | —       | 3,000  |

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成29年6月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 30,000     | 10,000      | 平成29年3月31日 | 平成29年6月30日 |

## 4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当金の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|--------|-------------|------------|------------|
| 平成30年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 30,000     | 利益剰余金  | 10,000      | 平成30年3月31日 | 平成30年6月29日 |

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、隨時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

#### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

|                       | 貸借対照表計上額（*） | 時価（*）       | 差額 |
|-----------------------|-------------|-------------|----|
| (1) 現金及び預金            | 20,260,630  | 20,260,630  | —  |
| (2) 未収委託者報酬           | 5,252,944   | 5,252,944   | —  |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 71,149      | 71,149      | —  |
| (4) 未払金               | (2,883,924) | (2,883,924) | —  |
| (5) 未払法人税等            | (863,230)   | (863,230)   | —  |

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

|                       | 貸借対照表計上額（*） | 時価（*）       | 差額 |
|-----------------------|-------------|-------------|----|
| (1) 現金及び預金            | 23,973,152  | 23,973,152  | —  |
| (2) 未収委託者報酬           | 5,373,307   | 5,373,307   | —  |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 42,799      | 42,799      | —  |
| (4) 未払金               | (2,950,503) | (2,950,503) | —  |
| (5) 未払法人税等            | (838,596)   | (838,596)   | —  |

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

### （注1） 金融商品の時価の算定方法

#### （1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### （3）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### （4）未払金、並びに（5）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### （注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| 区分    | 平成29年3月31日 | 平成30年3月31日 |
|-------|------------|------------|
| 非上場株式 | 3          | 3          |

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### （注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成 29 年 3 月 31 日）

(単位:千円)

|         | 1年以内       | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超  |
|---------|------------|---------|----------|-------|
| 現金及び預金  | 20,260,630 | —       | —        | —     |
| 未収委託者報酬 | 5,252,944  | —       | —        | —     |
| 投資有価証券  | —          | 10,402  | 18,313   | 2,499 |
| 投資信託    |            |         |          |       |

当事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

(単位:千円)

|         | 1年以内       | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金  | 23,973,152 | —       | —        | —    |
| 未収委託者報酬 | 5,373,307  | —       | —        | —    |
| 投資有価証券  | —          | 12,846  | 21,065   | 496  |
| 投資信託    |            |         |          |      |

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(単位:千円)

| 区分                       | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価   | 差額     |
|--------------------------|--------------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えるもの  |              |        |        |
| その他                      | 15,551       | 14,322 | 1,228  |
| 小計                       | 15,551       | 14,322 | 1,228  |
| 貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えないもの |              |        |        |
| その他                      | 55,598       | 58,463 | △2,864 |
| 小計                       | 55,598       | 58,463 | △2,864 |
| 合計                       | 71,149       | 72,785 | △1,635 |

当事業年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）

(単位:千円)

| 区分                       | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価   | 差額     |
|--------------------------|--------------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えるもの  |              |        |        |
| その他                      | 19,223       | 17,499 | 1,723  |
| 小計                       | 19,223       | 17,499 | 1,723  |
| 貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えないもの |              |        |        |
| その他                      | 23,576       | 25,037 | △1,461 |
| 小計                       | 23,576       | 25,037 | △1,461 |
| 合計                       | 42,799       | 42,536 | 262    |

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 3 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができる、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

(単位:千円)

| 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|---------|---------|
| 12,699 | 307     | 604     |

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

(単位:千円)

| 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|---------|---------|
| 62,968 | 499     | 2,224   |

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

|             | 前事業年度<br>(平成 29 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(平成 30 年 3 月 31 日) |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 退職給付債務  | 437,197                     | 496,696                     |
| (2) 退職給付引当金 | 437,197                     | 496,696                     |

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

|            | 前事業年度<br>(平成 29 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(平成 30 年 3 月 31 日) |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) 退職給付費用 | 76,106                      | 84,944                      |

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で 14,321 千円、当事業年度で 15,458 千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                  | 前事業年度<br>(平成 29 年 3 月 31 日) |    | 当事業年度<br>(平成 30 年 3 月 31 日) |    |
|------------------|-----------------------------|----|-----------------------------|----|
|                  | 千円                          | 千円 | 千円                          | 千円 |
| 繰延税金資産           |                             |    |                             |    |
| 未払事業税            | 28,688                      | 千円 | 42,041                      | 千円 |
| 貸倒引当金繰入限度超過額     | 6,074                       | 〃  | 5,232                       | 〃  |
| 賞与引当金損金算入限度超過額   | 30,265                      | 〃  | 32,511                      | 〃  |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 133,869                     | 〃  | 152,088                     | 〃  |
| その他              | 6,972                       | 〃  | 23,674                      | 〃  |
| 繰延税金資産 合計        | 205,870                     | 〃  | 255,547                     | 〃  |
| 繰延税金負債           |                             |    |                             |    |
| 投資有価証券売却益益金不算入額  | △6,833                      | 〃  | △6,833                      | 〃  |
| その他              | -                           | 〃  | △80                         | 〃  |
| 繰延税金負債 合計        | △6,833                      | 〃  | △6,913                      | 〃  |
| 繰延税金資産の純額        | 199,037                     | 〃  | 248,633                     | 〃  |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

| 顧客の名称                   | 営業収益         |
|-------------------------|--------------|
| J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型） | 3,568,158 千円 |

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

| 顧客の名称                   | 営業収益         |
|-------------------------|--------------|
| J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型） | 2,945,175 千円 |

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性がないため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

| 種類   | 会社等の名称又は氏名  | 所在地     | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業  | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係   | 取引の内容         | 取引金額(千円)  | 科目     | 期末残高(千円)  |
|------|-------------|---------|---------------|------------|-------------------|-------------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 兄弟会社 | 三井住友信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 342,037       | 信託業務及び銀行業務 | —                 | 営業上の取引役員の兼任 | 投信販売代行手数料等の支払 | 9,520,775 | 未払手数料  | 1,563,065 |
|      |             |         |               |            |                   |             | 投資助言費用の支払     | 4,979,747 | その他未払金 | 455,942   |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日）

| 種類   | 会社等の名称又は氏名 | 所在地     | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容又は職業  | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係   | 取引の内容         | 取引金額（千円）  | 科目     | 期末残高（千円）  |
|------|------------|---------|---------------|------------|-------------------|-------------|---------------|-----------|--------|-----------|
| 兄弟会社 | 三井住友信託銀行㈱  | 東京都千代田区 | 342,037       | 信託業務及び銀行業務 | -                 | 営業上の取引役員の兼任 | 投信販売代行手数料等の支払 | 9,571,581 | 未払手数料  | 1,568,277 |
|      |            |         |               |            |                   |             | 投資助言費用の支払     | 4,809,206 | その他未払金 | 424,421   |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成 29 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1 株当たり情報）

|               | 前事業年度<br>(平成 29 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(平成 30 年 3 月 31 日) |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 株当たり純資産額    | 7,282,436 円 46 銭            | 8,530,738 円 79 銭            |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 1,443,463 円 05 銭            | 1,257,863 円 25 銭            |

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 前事業年度<br>(自 平成 28 年 4 月 1 日<br>至 平成 29 年 3 月 31 日) | 当事業年度<br>(自 平成 29 年 4 月 1 日<br>至 平成 30 年 3 月 31 日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益        | 4,330,389 千円                                       | 3,773,589 千円                                       |
| 普通株主に帰属しない金額 | —  | —  |
| 普通株式に係る当期純利益 | 4,330,389 千円                                       | 3,773,589 千円                                       |
| 普通株式の期中平均株式数 | 3,000 株  | 3,000 株  |

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

##### (1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

##### (4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要的取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るために、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

##### (5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1)定款の変更

当社は2018年10月1日付けで監査等委員会の設置等に関し、定款の変更を行いました。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

2018年10月17日現在、訴訟事件その他の委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託  
ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）  
(愛称：ハイインカム・スープラ)  
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として、「ハイインカム国際機関債 マザーファンド」の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、新興国を中心とした世界の高金利通貨建ての国際機関債、政府機関債、州政府債、国債等に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③実質的に投資する債券は、取得時において AAA 相当格の格付を取得しているものに限ります。
- ④通貨への実質的な投資配分比率は、金利水準、経済動向、債券の流動性等を考慮して決定します。
- ⑤実質組入債券の平均残存期間は、3年程度までとします。
- ⑥実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。
- ⑦投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、通貨に係る先物取引および通貨に係るオプション取引、ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ただし、資金動向、市況動向の急激な変化、債券市場の大幅な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

#### (3) 運用制限

- ①株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### 3. 収益分配方針

第1計算期間から第3計算期間までの決算時においては収益分配を行いません。第4計算期間以降の毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき収益分配を行います。

#### (1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

#### (2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、基準価額が下落した場合や分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

#### (3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
ハイインカム国際機関債ファンド（毎月分配型）  
(愛称：ハイインカム・スープラ)  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者)**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けています。

**(信託事務の委託)**

第2条 受託者は、信託法第28条第1号にもとづく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、第17条第2項および第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第1項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**(信託の目的、金額および限度額)**

第3条 委託者は、金1,150,766,255円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成31年7月16日までとします。ただし、委託者が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第6条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第3条第1項による受益権については1,150,766,255口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）**

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第30条に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

**（受益権の設定に係る受託者の通知）**

第11条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

**（受益権の申込単位、価額および手数料）**

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取

引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益者に係る収益分配金の再投資の場合は、1円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、ニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)の休業日においては、取得の申込みは受け付けないものとします。

②第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③第1項の受益権の価額は、この投資信託契約締結日以降は、原則として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④第3項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥第1項から第5項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②第1項の申請のある場合には、第1項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第1項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる

る場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、第 13 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、投資信託約款第 23 条、第 24 条および第 25 条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 約束手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「ハイインカム国際機関債 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 11 号の証券または証書の性

質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦第 4 項から第 6 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 28 条まで、第 30 条および第 34 条から第 36 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 15 条ならびに第 16 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条から第 28 条まで、第 30 条および第 34 条から第 36 条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④第 1 項から第 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

#### (運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### (投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③第 1 項および第 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

- 第 22 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②第 1 項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第 5 号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### (先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適當と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

②委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適當と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。

③委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適當と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことを指図することができます。

#### （スワップ取引の運用指図、目的および範囲）

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④第 3 項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的および範囲）

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク

クおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図することができます。

②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④第3項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥第5項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合

を乗じて得た額をいいます。

⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑩本条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### （有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②第 1 項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### （公社債の空売りの指図範囲）

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済に

については、公社債（第 28 条の規定にもとづき投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとします。

②第 1 項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### （公社債の借入れ）

第 28 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②第 1 項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③投資信託財産の一部解約等の事由により、第 2 項の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れに係る品借料は、投資信託財産中から支弁します。

#### （特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 29 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### （外国為替予約取引の指図および範囲）

第 30 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②第 1 項の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③第 2 項においてマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第 2 項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### （信託業務の委託等）

第 31 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を

含みます。) を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第1項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が第1項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第1項および第2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第32条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。

本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②第1項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第35条 委託者は、第34条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代

金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

#### (資金の借入れ)

第 36 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第 38 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 21 年 7 月 30 日から平成 21 年 8 月 17 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

#### (投資信託財産に関する報告等)

第 40 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委

託者に提出します。

③受託者は、第1項および第2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第41条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (信託事務の諸費用)

第42条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額および支弁の方法)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の115の率を乗じて得た額とします。

②第1項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第44条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、収益の分配は第4計算期末から行うものとし、第1計算期間から第3計算期間までの決算時においては収益の分配を行いません。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、

次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②第1項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②第1項の規定にかかわらず、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。

⑤第1項、第3項および第4項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第6項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日および第45条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、

一部解約金については第 45 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第 1 項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第 47 条 受益者が、収益分配金については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 45 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (投資信託契約の一部解約)

第 48 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位または指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの取引所の休業日においては、当該請求には応じないものとします。

②投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④第 3 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.1% の率を乗じて得た信託財産留保金を控除した価額とします。

⑤委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (投資信託契約の解約)

第 50 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④第 3 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥第 3 項から第 5 項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から第 5 項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### （投資信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第 51 条 委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 55 条の規定にしたがいます。

#### （委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第 52 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②第 1 項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 55 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### （委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第 53 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### （受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

- 第 54 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (投資信託約款の変更等)

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、第 1 項の事項（第 1 項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③第 2 項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第 2 項から第 5 項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦第 1 項から第 6 項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第 56 条 (削除)

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。

この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (公告)

第 57 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 21 年 7 月 30 日

委託者 住信アセットマネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社